

さいたま市緑化指導基準マニュアル



目 次

はじめに	1
1. 緑化推進協議の手続き	2
(1) 緑化推進協議の手続きについて	2
(2) 協議先について	2
2. 緑化指導基準の内容	4
(1) 緑化指導基準の対象	4
(2) 用語の定義	6
(3) 緑化の基準	8
(4) 植栽方法の技術基準	10
(5) 緑化面積の算定方法	14
3. 緑化推進協議等の提出図書	23
(1) 緑化推進協議書	24
(2) 緑化推進変更協議書	26
(3) 緑化推進工事完了報告書	28
(4) 緑化計画図書	30
さいたま市みどりの条例	35
さいたま市みどりの条例施行規則	43
さいたま市緑化指導基準	47

はじめに

＜緑化指導基準第1条関係＞

さいたま市では、みどり豊かで潤いのある環境の形成を図り、良好な都市生活の確保に寄与することを目的に、さいたま市みどりの条例の規定により、開発事業者等に対し、敷地内の緑化及び緑化推進協議の実施をお願いしております。

さいたま市緑化指導基準は、緑化推進協議を行う上での基準等を示したものであり、本マニュアルはそれらの基準や手続き等を解説したものです。

つきましては、開発行為等を行う際には、本マニュアルをご活用いただき、緑化推進協議の円滑かつ適正な実施にご協力ください。

(1) 本基準による緑の創出

さいたま市の緑をとりまく環境は、樹林や農地が宅地等へと転換され、著しく緑が減少している状況にあります。地震などの災害に強い都市づくりや、地球温暖化の進行など地球レベルの環境問題への対応が重要な課題となっており、特に、ヒートアイランド現象という都市特有の環境問題は、さいたま市でも深刻な課題となっています。これらの環境改善の対策のひとつとして、市街地の緑の保全と創出があげられます。

本市では、平成18年8月より「公共施設緑化マニュアル」の運用を始め、公的空間の緑化推進に取り組んできましたが、緑の確保には限界があります。

そこで、市民、事業者の皆様にも、みどりの必要性和その効果を十分に理解していただき、敷地内における緑地の保全と緑化を推進することが必要です。

私たちの生活と密接にかかわっている自然環境の保全や都市環境の改善・向上、安全で快適な生活環境の実現について、市と市民及び事業者の協働により進める必要があります。

(2) 緑の効果

緑化指導基準により保全及び創出された緑により、以下の効果の向上が期待されます。

① 地球や都市の環境を守る

● 都市の環境を改善する

…二酸化炭素を吸収、酸素の供給、ヒートアイランド現象の緩和、空気の浄化や騒音防止

● 多様な生き物を育む

…酸素を供給していのちを育み、生き物の生息・生育地

● 水の循環を支える

…地下水を涵養する働き、水質を浄化

② 心に安らぎを与え、暮らしを豊かにする

…癒し、ストレス緩和の空間、レクリエーションや学習活動の場、コミュニケーションの場

③ 安全な都市を支える

…延焼防止などの防火機能、建物の倒壊防止、災害時の避難時間と経路の確保、防風や雨水の調整機能

④ 環境に配慮した景観をつくる

…人工的なイメージを緩和、企業イメージの向上、宣伝効果、地域社会への貢献

1 緑化推進協議の手続き

<みどりの条例第19条,第20条関係>

開発事業者等は、さいたま市みどりの条例 第19条、第20条に基づいて、緑化推進協議及び完了報告と完了検査を受けることが必要となります。

緑化推進協議及び完了報告を行わない場合、更に完了検査を拒む場合には、さいたま市みどりの条例第29条、第30条に基づいて、勧告・公表を行うことがあります。

(1) 緑化推進協議の手続きについて

1) 緑化推進協議を行う時

- ・緑化推進協議書の作成は、種々の確認事項等について事前相談を行った上で進めてください。
- ・緑化推進協議は、建築確認の申請、または開発行為の本申請前に行ってください。
- ・緑化推進協議は、あらかじめ緑化推進協議書及び緑化関係図書（p23を参照）を用意のうえ、行ってください。

2) 緑化推進変更協議を行う時

- ・緑化に関する内容を変更する場合、緑化推進変更協議を行ってください。ただし、緑地面積に減少が生じず、かつ、植物の生育環境に影響しないと認められる変更については、この限りではありません。
- ・緑化推進変更協議は、あらかじめ緑化推進変更協議書及び変更に伴い内容が変更される緑化関係図書を用意のうえ、行ってください。

3) 緑化推進工事を完了した時

- ・緑化に関する工事が完了した時は、緑化推進工事完了報告書及び緑化関係図書を提出してください。

(2) 協議先について

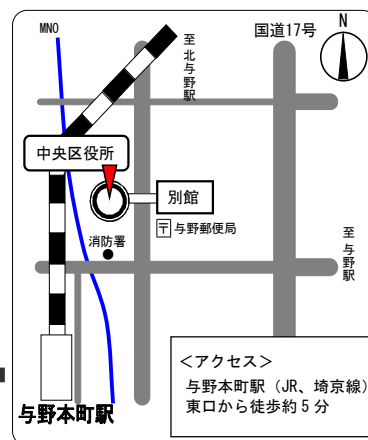
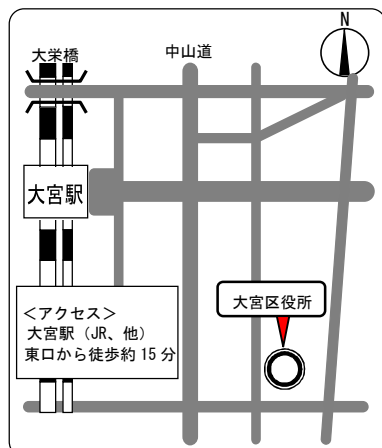
緑化推進協議の担当窓口は、北部公園整備課及び南部公園整備課になります。

(お問い合わせの区域によって、担当窓口が北部、南部の2箇所に分かれます)

【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区】

都市局みどり公園推進部北部公園整備課

TEL : 048-646-3179 (大宮区役所内)

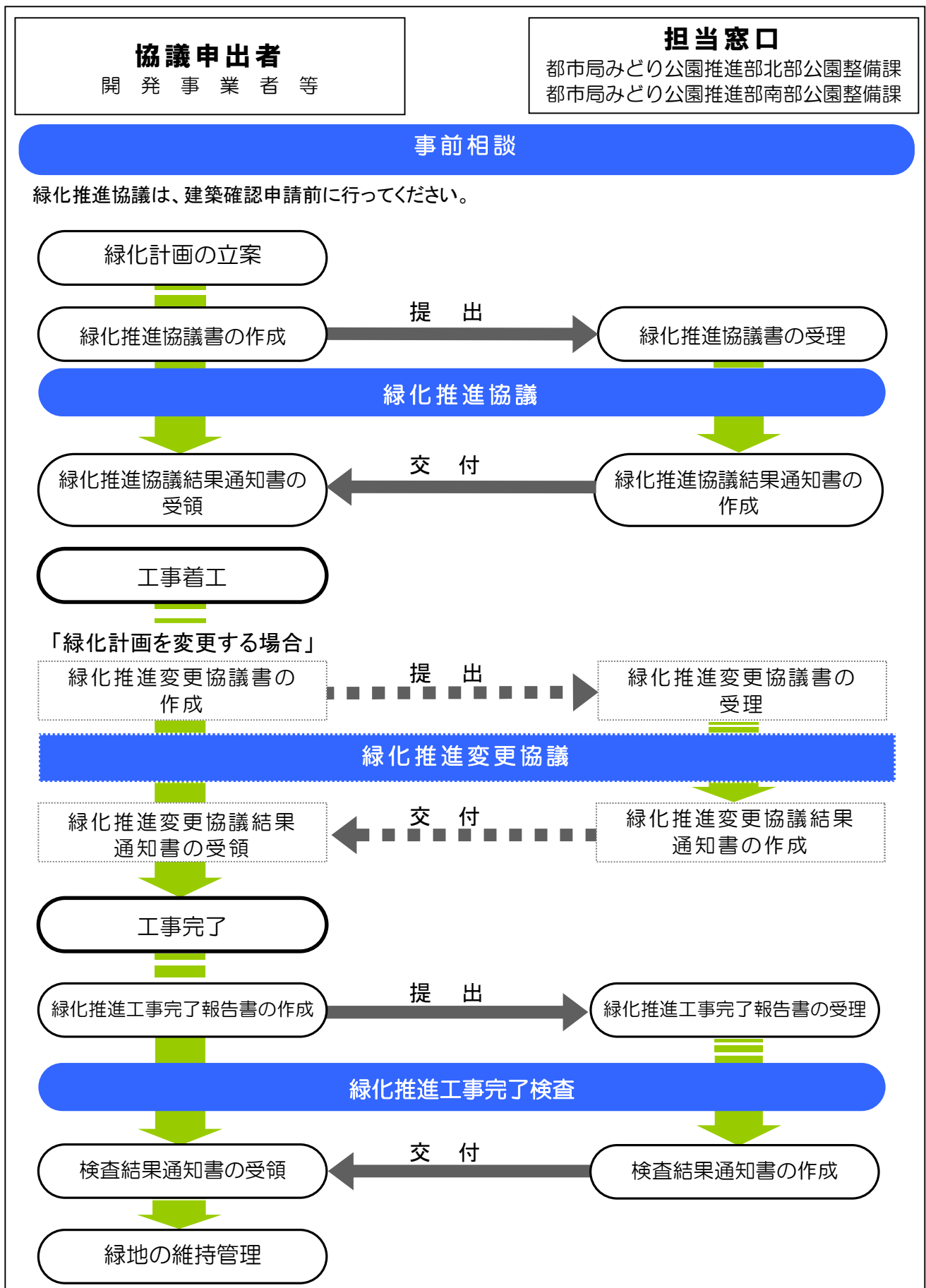


【中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】

都市局みどり公園推進部南部公園整備課

TEL : 048-840-6179 (中央区役所内)

■ 緑化推進協議フロー



2 緑化指導基準の内容

<みどりの条例第 18 条関係>

(1) 緑化指導基準の対象

1) 緑化推進協議の申出者

さいたま市みどりの条例第 18 条の規定による開発事業者等が対象となります。

① 対象となる行為

○都市計画法第 4 条 12 項に定める開発行為のうち同法第 29 条に規定する**許可が必要な開発行為**

○さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の適用を受ける**中高層建築物の建築**

上記 2 つのほか、

○**敷地面積 500 m²以上の敷地で行う**建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条 2 第 1 項に規定する**確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知を必要とする建築物の建築**

(建築物の用途変更のみなど建築行為を伴わない場合は協議対象外です。)

② 対象とならない行為

●自己の住居の用に供する建築物（中高層建築物を除く）の建築

●一戸建て住宅に供する宅地（住宅付き宅地を含む）を供給する目的の開発行為

●建築基準法第 85 条第 6 項に規定する仮設興行場等（仮設建築物）の建築

●工場立地法第 6 条第 1 項の規定に定められた届出を行った開発行為又は建築物の建築

●都市緑地法第 34 条第 1 項に規定する緑化地域内における開発行為又は建築物の建築

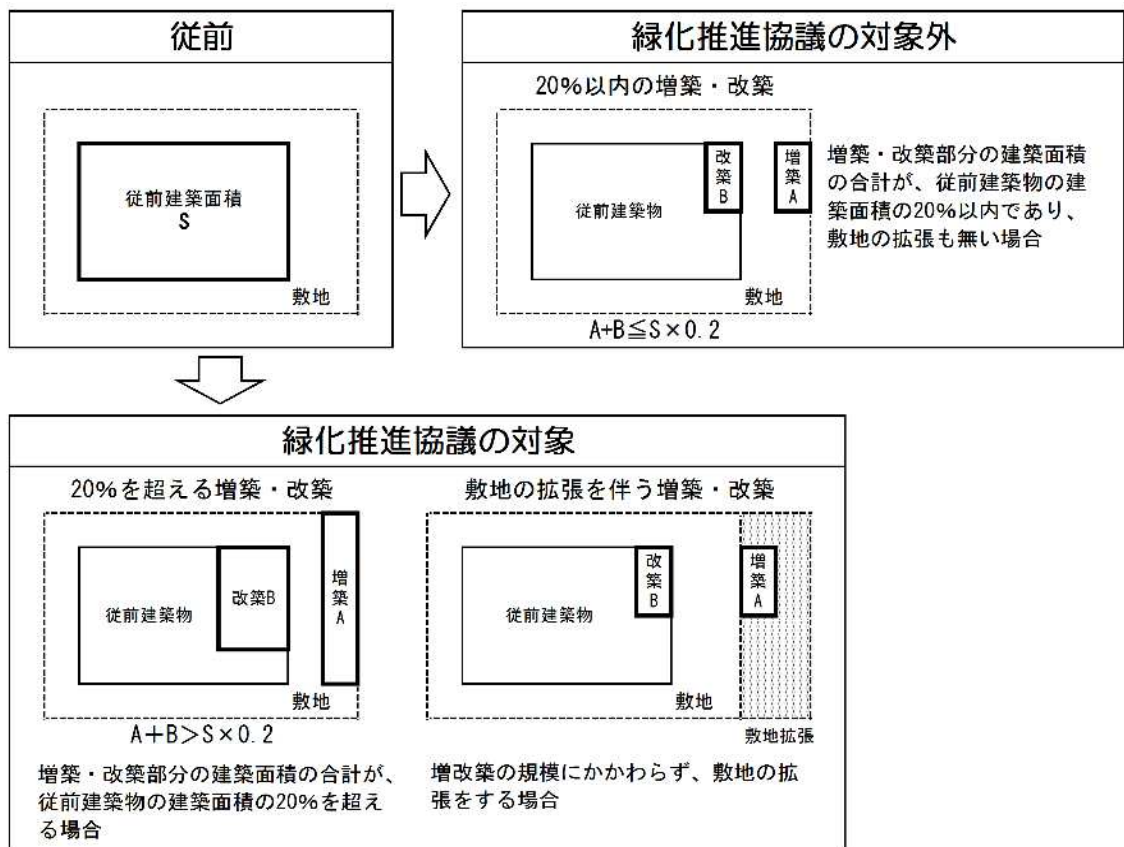
●危険物の規制に関する政令第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所の建築
・ガソリンスタンド

●液化石油ガス保安規則第 2 条第 1 項第 20 号に規定する施設の建築
・液化石油ガススタンド

●一般高圧ガス保安規則第 2 条第 1 項第 23 号から 25 号に規定する施設の建築
〔
・圧縮天然ガススタンド
・液化天然ガススタンド
・圧縮水素スタンド
〕

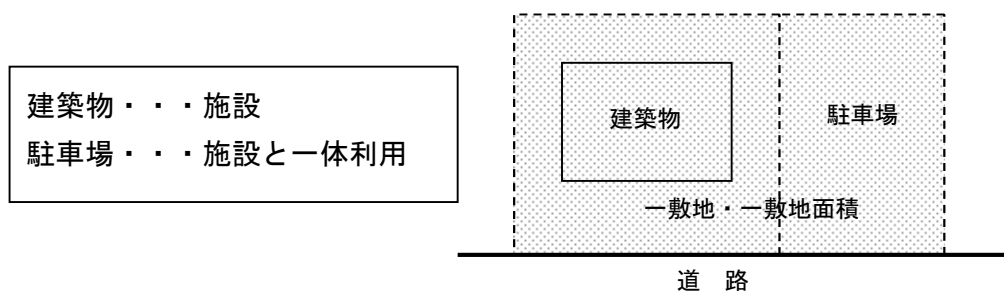
●敷地の拡張を伴わない建築物の増築・改築で、増築・改築の建築面積の合計が従前建築面積の 5 分の 1（20%）以内であるもの

■ 従前建築面積の20%以内の増築・改築の考え方



2) 敷地面積のとりえ方

対象となる敷地面積は、設置する施設の敷地及び設置する施設と機能的に一体利用される土地（駐車場など）を「敷地面積」とします。
（公道等で分断されていても同様です。）



の部分が「敷地面積」として緑化対象となります。道路等をはさんだ飛び地状の駐車場等も含まれます。事業者が管理する公共的緑地や通路は「敷地面積」に含まれます。

なお、「敷地面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積とします。

(2) 用語の定義

<緑化指導基準第2条関係>

本基準で使用する用語の定義は以下の通りとします。

1) 緑地

地上部（地面と一体の人工地盤を含む）において既存の樹林又は樹木を保存する区画、地上部において新たに植栽する区画、生垣やツル性植物により緑化するフェンスなど、更に屋上、壁面、ベランダなどの建築物に植栽する区画をいいます。

2) 建築物で緑化の対象となる場所

① 屋上

建築物の上部で、出入りが可能な部分をいいます。

② 壁面

建築物の外壁面をいいます。

③ ベランダ

建築物の側面で外部に突出した構造を持ち、出入りできる部分をいいます。

④ 屋内

エントランスやアトリウムなどの公共の用に供する部分をいいます。

3) 接道部

敷地のうち道路または公開空地に接する部分をいいます。

4) 緑化面積

本基準に基づいて算定される緑地の面積をいいます。

5) 植栽植物

① 高木

植栽時の樹高が3.0m以上の樹木をいいます。

② 中木

植栽時の樹高が1.5m以上3.0m未満の樹木をいいます。

③ 低木

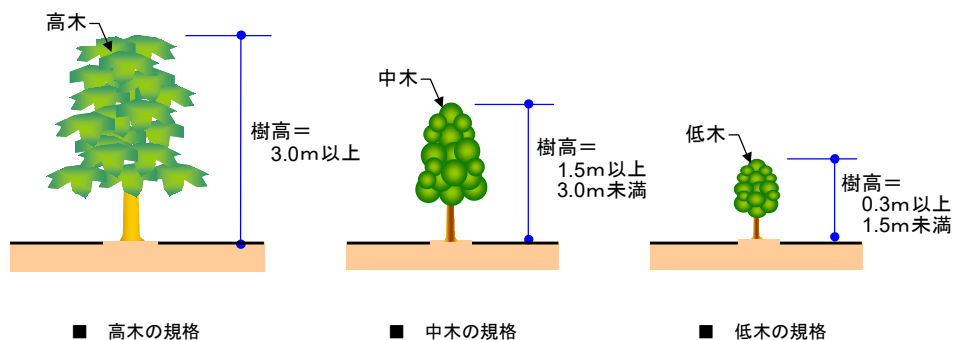
植栽時の樹高が0.3m以上1.5m未満の樹木をいいます。

④ 地被植物

シバ、ササ、ツタ、その他これらに類する植物をいいます。

⑤ ツル性植物

登はん性又は下垂性のツタ類、カズラ類、その他木性のツル植物をいいます。



6) 植栽基盤

樹木、地被植物等を植栽する目的に供せられる土壌等で、植物の根が支障なく伸長して、水分及び養分を吸収することのできる条件を備えている生育基盤をいいます。

7) 緑化施設

緑地と一体に整備する緑地の維持管理のための施設及び池、園路等の修景施設をいいます。

8) 可動式植栽基盤

コンテナ、プランターなどに設けた植栽基盤をいいます。

9) 建築行為

① 新築

更地の敷地に、建築物を新規に建てることをいいます。既存の建築物を全て除却し、規模・構造・用途の著しく異なる建築物を建てる場合は、新築となります。

② 改築

既存の建築物の一部または全部を除却し、規模・構造・用途の著しく異なる建築物を建てることをいいます。

③ 増築

同一敷地にある既存建築物以外に、建築物を建てることをいいます。

10) 用途地域

都市計画法第8条第1項第1号の用途地域をいいます。

11) 中高層建築物

「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」の規定の適用を受ける中高層建築物をいいます。

12) 建ぺい率

建築基準法第53条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいい、対象となる建築物において建築基準法その他の法令の規定による建ぺい率の最高限度まで含みます。

(実際に建築される建築物の建築面積の敷地面積に対する割合ではありません。)

13) 敷地

建築基準法施行令第1条第1号によるものをいいます。なお、対象となる施設と一体的に利用される土地(駐車場など)は、敷地に含みます。

(3) 緑化の基準

<緑化指導基準第3条関係>

1) 緑化の量的基準

一敷地面積に対する緑化面積の割合は、用途地域により異なります。下表に定める割合以上の緑化を敷地内に行ってください。

① 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に規定する商業地域又は近隣商業地域の場合

開発事業者等の行為の種別	敷地面積	敷地面積に対する緑化面積の割合
中高層建築物の建築	3,000 m ² 未満	100 分の 5
	3,000 m ² 以上	(1-建ぺい率)×0.5 の算式により得られた数値 又は 100 分の 5 のいずれか大きい数値
上記以外の建築物の建築	500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	100 分の 5
	3,000 m ² 以上	(1-建ぺい率)×0.5 の算式により得られた数値 又は 100 分の 5 のいずれか大きい数値

② 都市計画法に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又は市街化調整区域の場合

開発事業者等の行為の種別	敷地面積	敷地面積に対する緑化面積の割合
中高層建築物の建築	面積による区分なし	100 分の 20
上記以外の建築物の建築	500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	100 分の 10
	3,000 m ² 以上	100 分の 20

※市街化調整区域における敷地面積 500 m²未満の開発行為については、緑化面積の割合を 100 分の 10 として緑化に努めてください。

※敷地が複数の用途地域にまたがっている場合は、敷地面積の比率によって案分し、緑化面積の割合を算出してください。

③ 鉄道・道路の高架下の場合

該当する上記の敷地面積に定められた緑化面積の割合の 2 分の 1 以上の緑化を敷地内に行ってください。

2) 緑化の質的基準

施設の緑化にあたり、量的な基準である緑化面積の割合を確保するとともに、施設及び周辺的环境や緑化の質的な向上をめざすことが必要です。

緑地の植栽方法や、環境に配慮した緑地と一体の施設整備のあり方として、以下に示す質的基準を心掛けて緑化を行ってください。

- ① エントランス周囲や接道部は、多くの人の目に触れる機会の多い緑地です。地域のシンボルとなる樹木や、街並みの景観向上に寄与する生け垣や樹木により集中的に緑化を図ってください。
- ② 武蔵野の原風景が残るさいたま市の緑に調和する郷土・在来種*の保存と植栽に努めてください。
- ③ 緑は景観向上のほかに大気の浄化や防火機能を持つ樹種があります。樹木の持つ機能を活用した緑化を行ってください。
- ④ 駐車場の緑地帯は芝生などの地被植物による緑化に取り組むとともに、周囲等は極力、樹木や地被植物により緑化を図ってください。
- ⑤ 市街地などで、地上部の面積が少ない場合には、屋上や壁面・屋内のエントランス部分などを緑化して、都市環境の改善に協力してください。
- ⑥ 植物は生き物であり成長するものであることから、将来的な維持管理についても当初計画において十分検討してください。落葉対策として常緑樹を選択することや、害虫が付きにくい樹木や成長の遅い植物を採用することなども検討してください。

■ 参考

さいたま市の主な郷土・在来種*

(高木)

ヤブツバキ*、クロガネモチ*、シラカシ*、スダジイ*、マテバシイ*、クスノキ*、ヤブニッケイ*、コナラ、アカシデ、エゴノキ、ウバメガシ*、ヤマボウシ、ヤマモモ*

(中木)

ムラサキシキブ、アオキ*、ネズミモチ*、サザンカ*、ヒイラギモクセイ*

(低木)

ヒサカキ*、アセビ*、ウメモドキ、カンツバキ類、オトメツバキ類*、シャリンバイ*、ユキヤナギ、イヌツゲ*、トベラ*、ガマズミ、ウグイスカズラ

*は、常緑樹です。

(4) 植栽方法の技術基準

<緑化指導基準第4条関係>

緑地は、日照などの植物の生育条件を勘案して配置し、以下の技術基準を守り、緑化の量的基準と質的基準を考慮した緑化を行ってください。

1) 地上部の植栽本数

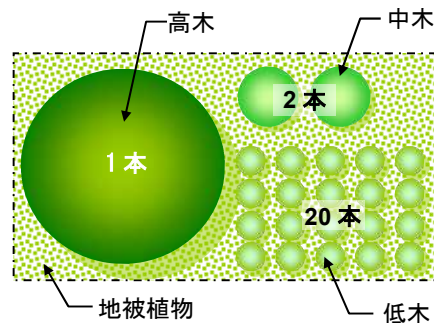
地上部の緑地には、1平方メートル当たり、下記の通り定められた本数の樹木を植栽してください。確保すべき植栽量は、小数点以下切上げとします。

■ 基準の本数

- ・ 高木を 0.05 本/m² ・ 中木を 0.1 本/m² ・ 低木を 1 本/m²

例) 地上部の緑化面積 20 m²の場合、

確保すべき植栽量 = 20 m² × (0.05 : 高木、0.1 : 中木、1 : 低木)
 = 高木1本、中木2本、低木20本 となります。



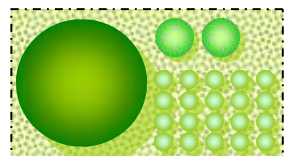
○ 樹木本数の代替

高木・中木・低木のうち、いずれか1つの規格に限り、他の規格に換算し、代替することができます。

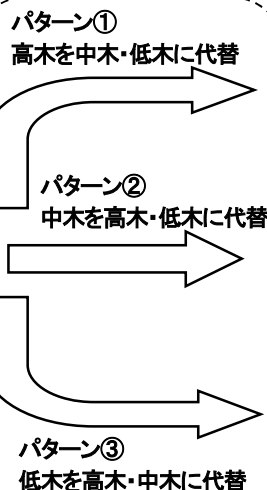
■ 樹木の代替の例

例) 地上部の緑化面積が20m²の場合

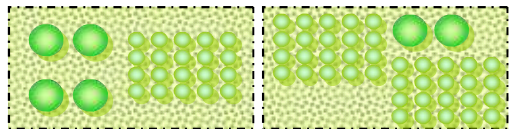
地上部の緑化面積が20m²の場合、
高木1本、中木2本、低木20本が必要



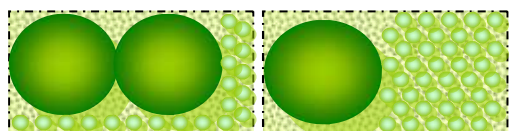
代替できるのは、いずれか1つのパターンのみ



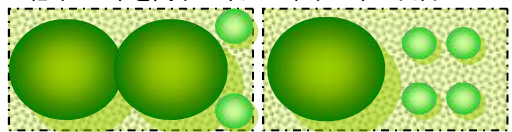
・ 高木1本を中木2本又は低木20本に代替



・ 中木2本を高木1本又は低木20本に代替

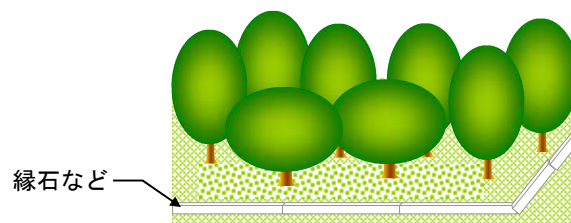


・ 低木20本を高木1本又は中木2本に代替

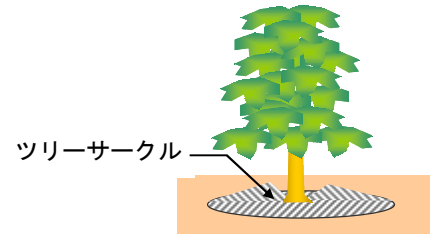


2) 既存の樹林・樹木を保存する区画

地上部において既存の樹林又は既存の樹木を保存する場合は、縁石またはツリーサークルなどで区画し樹木の根を保護する措置を行ってください。



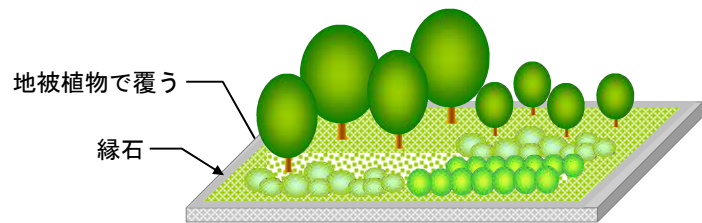
■ 既存の樹林を保存する区画



■ 既存の樹木を保存する区画

3) 新たに植栽する区画の植栽方法

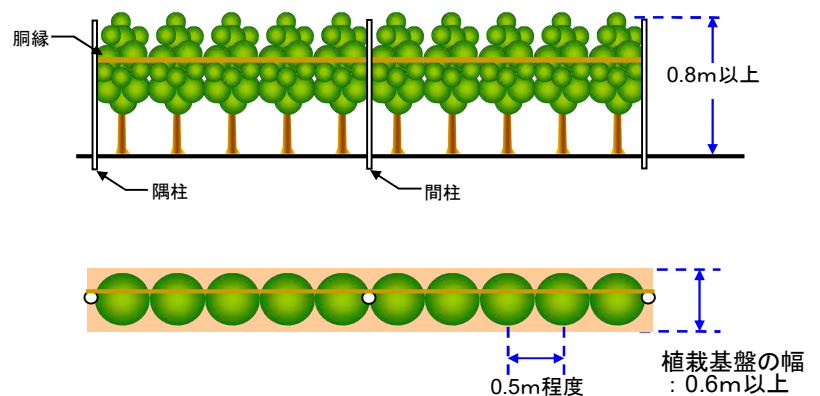
地上部において新たに植栽しようとする場合は、縁石などで区画し、表土の保全又は土壌の改良の措置を講じて緑地を設置してください。樹木以外の部分は、地被植物を植栽して、可能な限り植栽基盤を覆うようにしてください。



■ 新たに植栽する区画の植栽方法

4) 生け垣の植栽方法

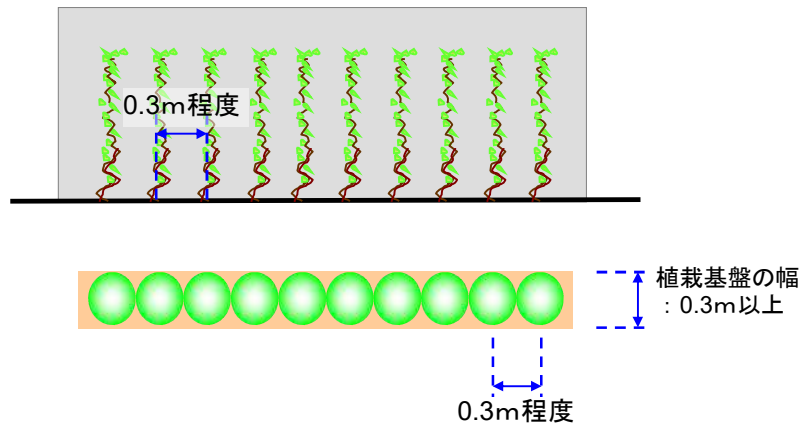
生け垣を用いて緑化する場合は、下図のように設置してください。用いる樹木の樹高は0.8m以上とし、生け垣に適した樹種とします。植栽基盤の幅は0.6m以上を標準とし、樹木の植栽間隔は0.5m程度とします。



■ 生け垣の植栽方法

5) ツル性植物の植栽方法

地上部のフェンス、建築物の壁面などにツル性植物を用いて緑化する場合は、植栽基盤の幅は0.3m以上を標準とし、ツル性植物の植栽間隔は0.3m程度とします。



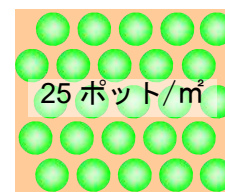
■ ツル性植物の植栽方法

6) 地被植物の植栽方法

地被植物を用いて緑化する場合は、シバにあっては植栽基盤のおおむね70%（目地張り）以上とし、その他の地被植物は25ポット/㎡以上とします。



■ シバの植栽方法

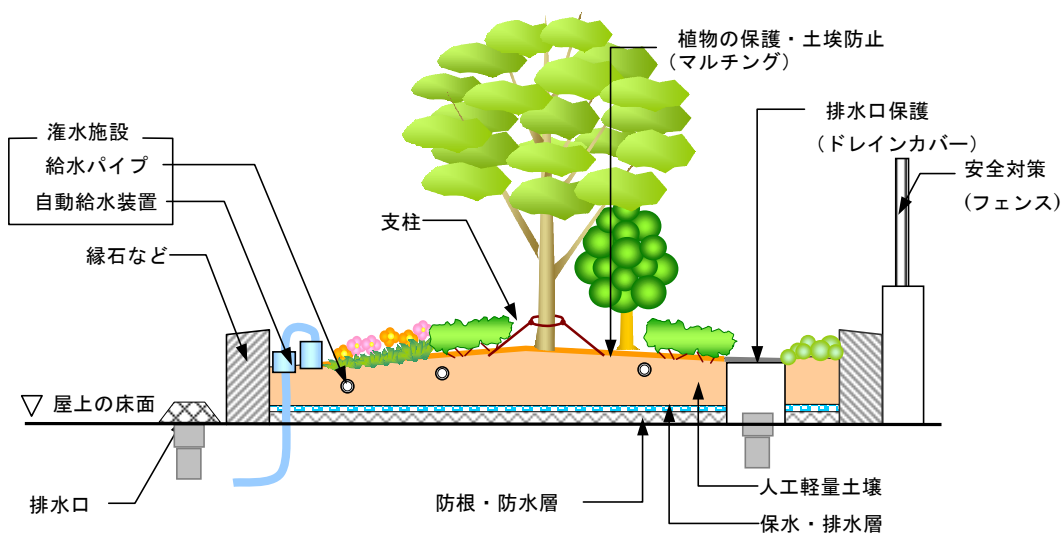
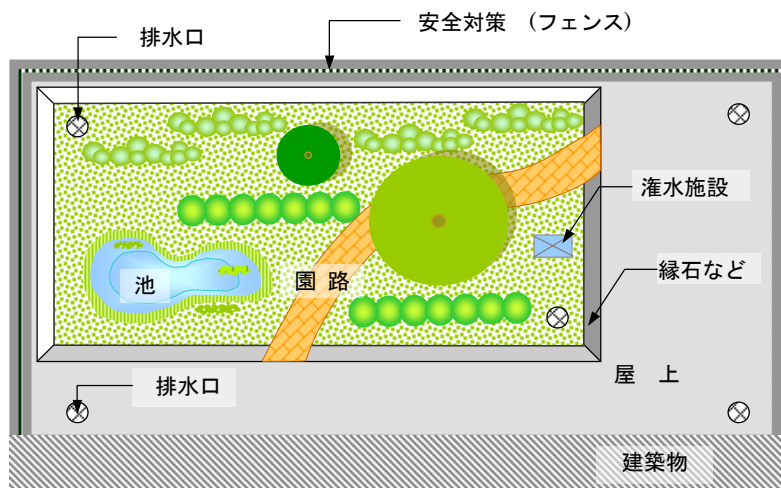


■ その他の地被植物の植栽方法

7) 建築物の植栽方法

屋上、バルコニーなどに緑地を設けて緑化する場合は、以下の①から④の整備を行ってください。

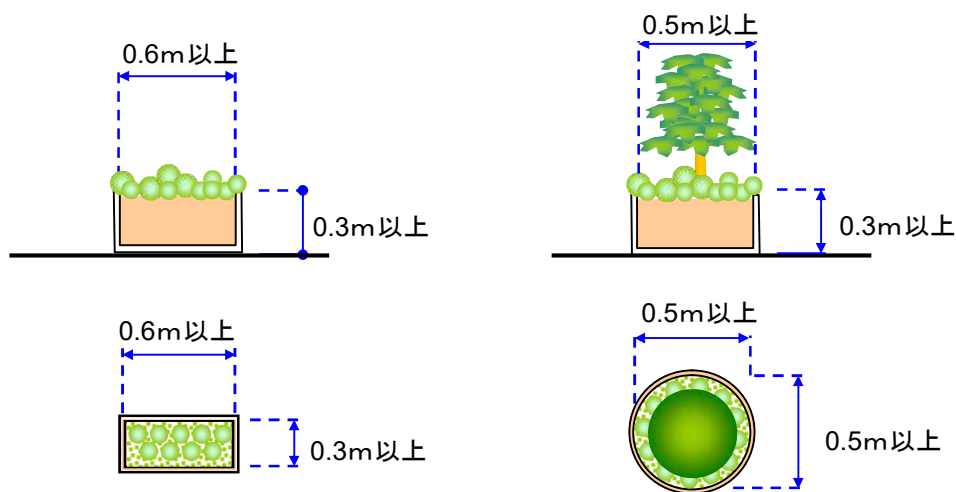
- ① 緑地として建築物に付帯する植栽基盤を、縁石などにより区画してください。
- ② 積載荷重を考慮し、区画の70%以上の面積に、樹木または地被植物を植栽し、残余の部分は緑化施設を整備してください。
- ③ 建築物緑化では地被植物のみの緑化も可能です。
- ④ 樹木に応じて、必要な構造を有する支柱を設けてください。



■ 屋上の植栽方法

8) 可動式植栽基盤の植栽方法

コンテナやプランターなどの可動式の植栽基盤を用いて緑化する場合は、容量 50 リットル以上で、安定し、かつ容易に移動できない構造のものとし、樹木や地被植物を植栽してください。



■ 方形のコンテナ又はプランターの植栽方法

■ 円形のコンテナ又はプランターの植栽方法

(5) 緑化面積の算定方法

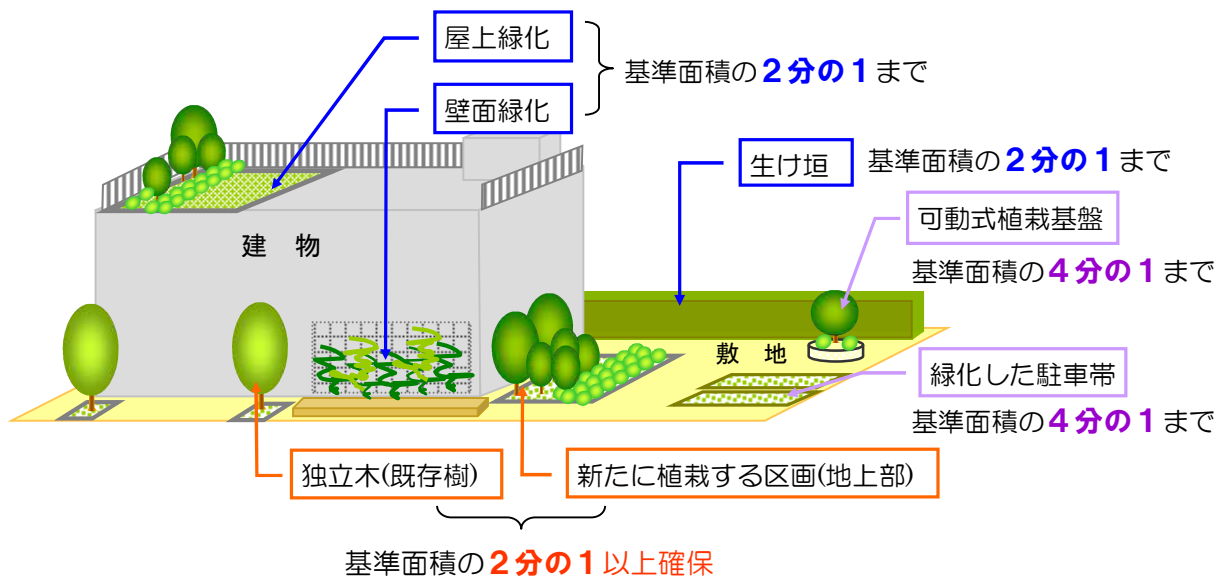
<緑化指導基準第5条関係>

地上部において既存の樹林又は樹木を保全する区画、地上部において新たに植栽する区画の緑化面積は、緑化指導基準第3条第2項により設けることとなった緑地の面積（以下、「基準面積」という。）の2分の1以上とします。

基準面積には、下表の緑化方法を用いた緑地も緑化面積として算定することができますが、各緑化方法には、算入面積に制限があります。

● 緑化方法による算入面積の制限

緑化方法	算入面積の制限
① 建築物の緑化（屋上やベランダ、壁面など）	①と②を合わせて 基準面積の 2分の1 まで
② 生け垣、ツル植物によるフェンスの緑化	
③ 地上部で地被植物のみ植栽する緑化（駐車場など）	③と④を合わせて 基準面積の 4分の1 まで
④ 地上部に設置する可動式植栽基盤（コンテナ、プランターなど）	



*1 ①の屋上への緑化は、人の利用が可能な公共性、公開性が認められる場合において、算入面積の制限を設けません。

*2 商業地域または近隣商業地域内において、地上部での緑化が困難な場合は、算入面積の制限を設けません。

例) 算入面積に制限のある地域で、基準面積が100㎡の場合

● 地上部緑化を要する面積・・・50.0㎡以上

①建築物又は②生け垣・フェンスへの緑化 100㎡×1/2=50.0㎡まで算入可

③地被植物だけの地上部緑化又は④可動式植栽基盤による緑化

100㎡×1/4=25.0㎡まで算入可

緑化の組合せ例：地上部緑化 50㎡+①建築物緑化 30㎡+③地被のみの緑化 20㎡=100㎡

1) 標準の算定方法

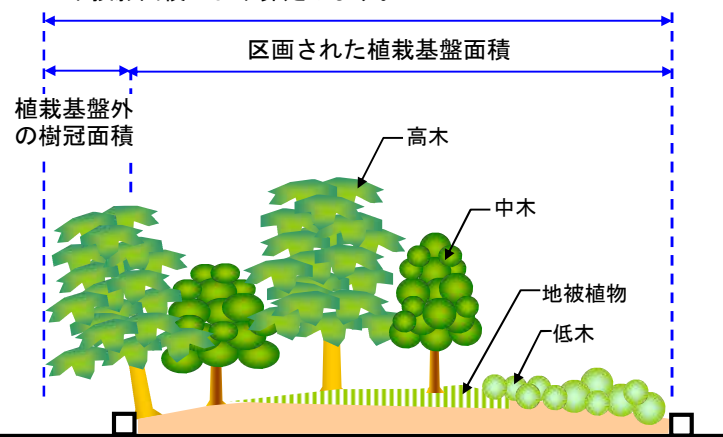
緑化面積の算定は、原則として、区画された植栽基盤の全ての樹木や地被植物を対象とします。次のように 1 から 4 に留意して算定します。

● 区画した緑地の緑化面積

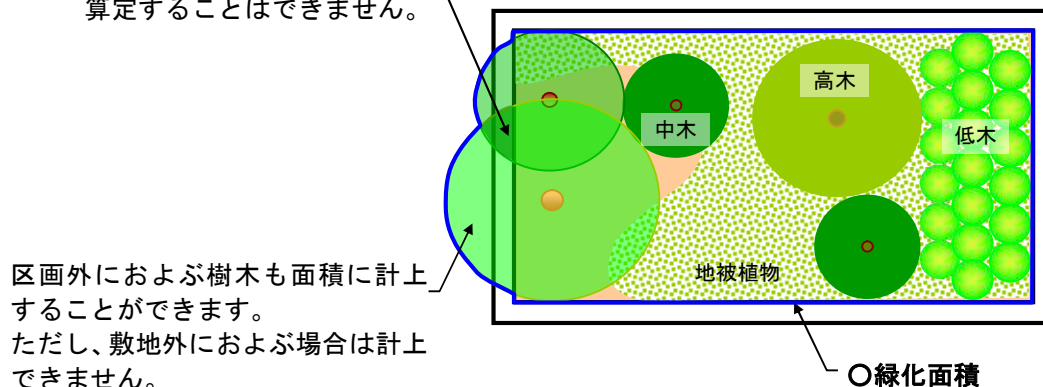
1. 植栽基盤が複数に分かれる場合には、緑化面積を合算して算定します。
2. 縁石などを除いた植栽基盤の面積により算定します。
3. 樹木の樹冠が区画外におよぶ場合は、植栽基盤外の樹冠も緑化面積に算定できます。
4. 樹冠同士の重なりや地被植物などの重なりを除いて算定します。

(緑化面積の算定の対象範囲)

○縁石などで区画された植栽基盤と区画外に及ぶ樹木の水平投影面積により算定します。



水平投影面積を重複して算定することはできません。



区画外におよぶ樹木も面積に計上することができます。ただし、敷地外におよぶ場合は計上できません。

2) 独立した樹木の算定方法

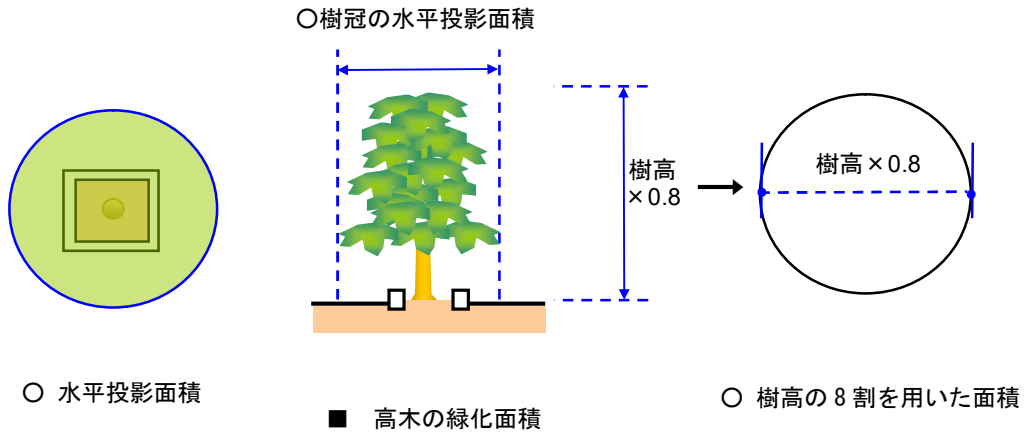
独立した樹木の面積は、樹木の樹高により、次のように算定します。

● 独立した樹木の算定方法

① 高木

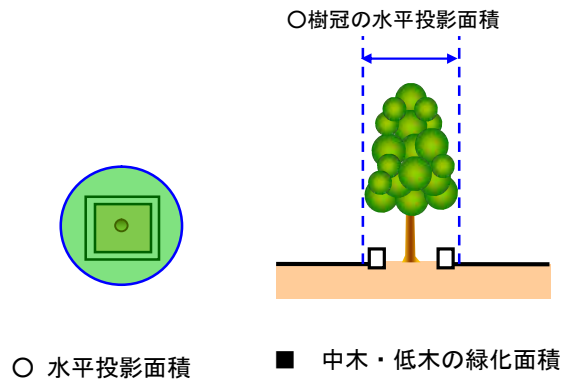
次の算定方法を用いて、面積の大きい方を緑化面積とします。

1. 植栽時の樹冠の水平投影面積
2. 植栽時の高さの8割を直径とする円の面積



② 中木・低木

植栽時の樹冠の水平投影面積



分類	樹高	算定方法
高木	3.0m以上	1. 植栽時の樹冠の水平投影面積 2. 植栽時の樹高の8割を直径とする円の面積 例：樹高3.0mの場合の樹冠の水平投影面積 $3.0 \times 80\% \div 2 = 1.2\text{m}(\text{半径})$ 、 $1.2 \times 1.2 \times 3.14 \div 4.5 \text{ m}^2$
中木	1.5m以上 3.0m未満	植栽時の樹冠の水平投影面積
低木	0.3m以上 1.5m未満	植栽時の樹冠の水平投影面積

3) 生け垣の算定方法

生け垣の緑化面積は、生け垣の長さに樹木の高さを乗じた片側の面積とします。また、接道部に植栽する場合の樹木の高さは、樹木の実高さまでとし、接道部以外に植栽する場合の樹木の高さは 1.2mまでとします。

● 生け垣の算定方法

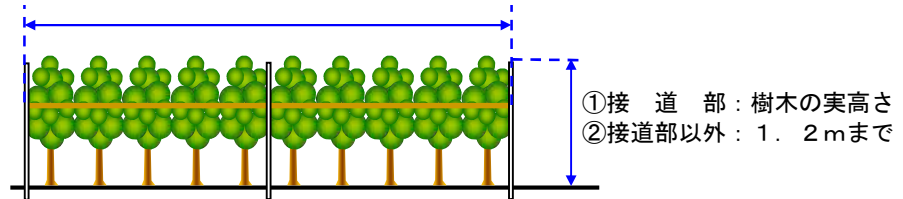
① 接道部に植栽する場合

生け垣の長さ×樹木の高さ（樹木の実高さ）

② 接道部以外に植栽する場合

生け垣の長さ×樹木の高さ（最高 1.2mまで）

○緑化面積=生け垣の長さ×樹木の高さ



※生け垣の植栽基盤の水平投影面積は、緑化面積として計上できません。



4) ツル性植物の算定方法

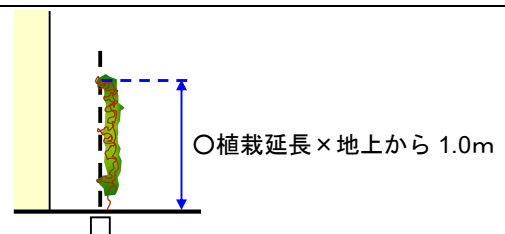
地上部のフェンスなどをツル性植物により緑化する場合の緑化面積は、地上から 1.0m をツル性植物の成長時の高さとし、次のように算定します。

● ツル性植物の算定方法

① フェンスなどに緑化する場合

植物の植栽延長×高さ 1.0m

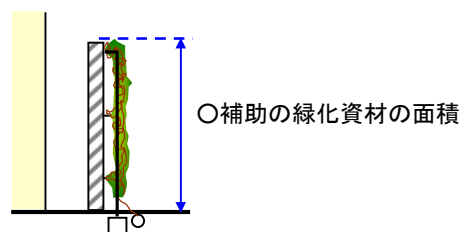
ただし、フェンスなどの高さが 1m 未満の場合は、実際のフェンス高で算定します。



■ 直接緑化する場合

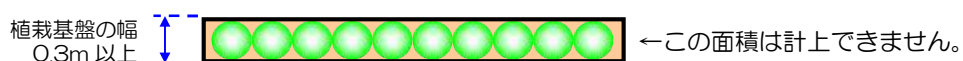
② 補助の緑化資材を用いる場合

補助の緑化資材の設置面積



■ 補助の緑化資材を用いる場合

※ツル性植物の植栽基盤の水平投影面積は、緑化面積として計上できません。



5) 地被植物の算定方法

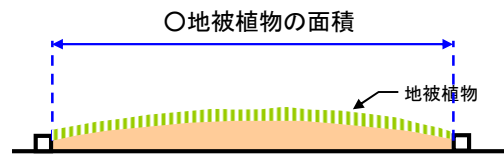
地被植物の緑化面積は、区画された緑地に地被植物を植栽する面積とします。

地上部の広場や駐車帯などの緑地及び屋上、ベランダ、壁面などの建築物の緑地に限り、地被植物のみの植栽でも緑化面積に算定することができます。

● 地被植物の算定方法

① 広場として緑化する場合

植栽基盤の面積（縁石などは含みません。）

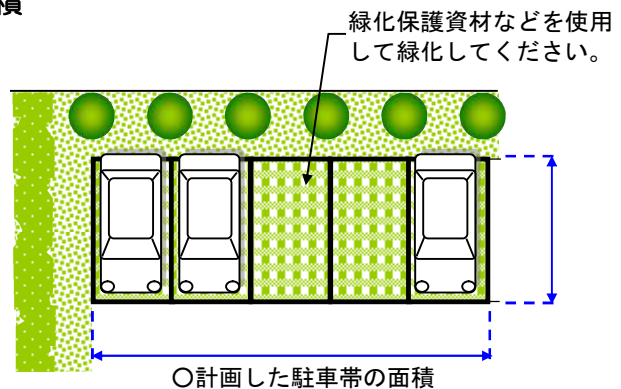


■ 広場として緑化する場合

② 駐車帯を緑化する場合

1. 緑化保護資材を用いて緑化する場合

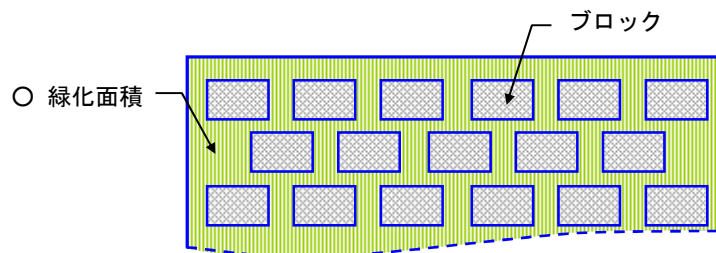
緑化を計画した駐車帯の面積



■ 緑化保護資材を用いて
駐車帯の全面を緑化する場合

2. 緑化ブロックを用いて緑化した場合

ブロックを除いた駐車帯の面積



■ 緑化ブロックを用いて
駐車帯の一部を緑化する場合

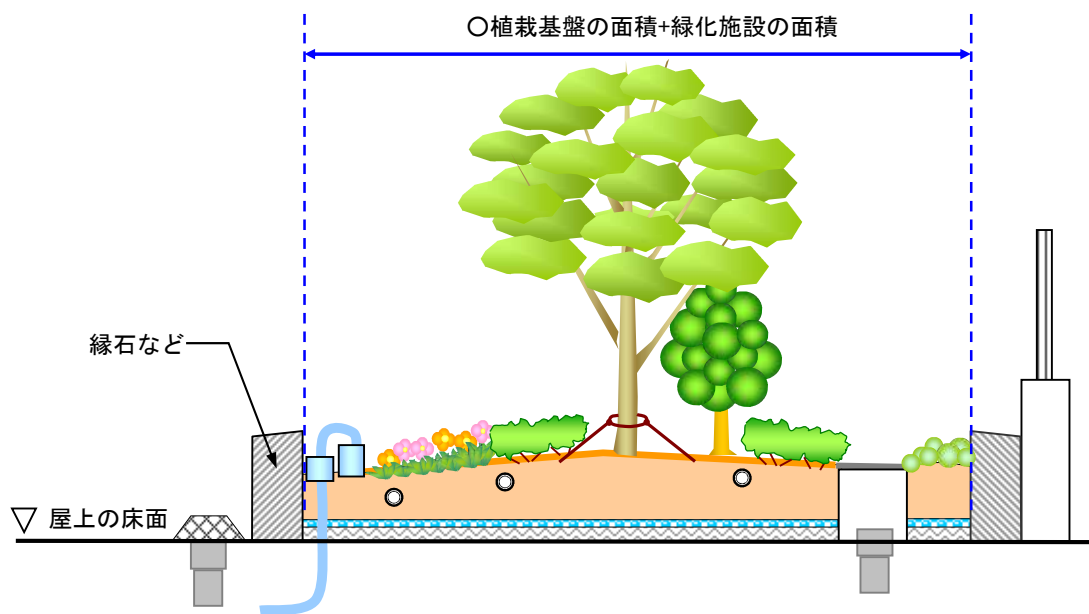
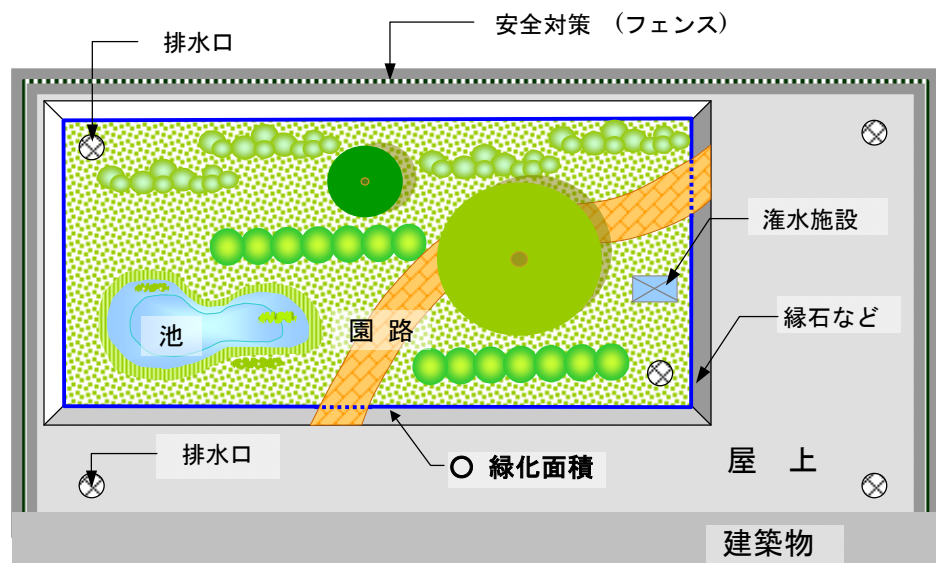
6) 建築物に設けられた緑地の算定方法

建築物に設けられた緑化面積は、その設置場所や設置方法により、次のように算定します。

● 屋上の算定方法

① 屋上

屋上緑化の面積は、地上部の緑地と同じ「標準の算定方法」に加えて、緑化施設も含めた面積を緑化面積として算定します。傾斜屋根を緑化する場合も同様に算定します。



● 壁面の算定方法

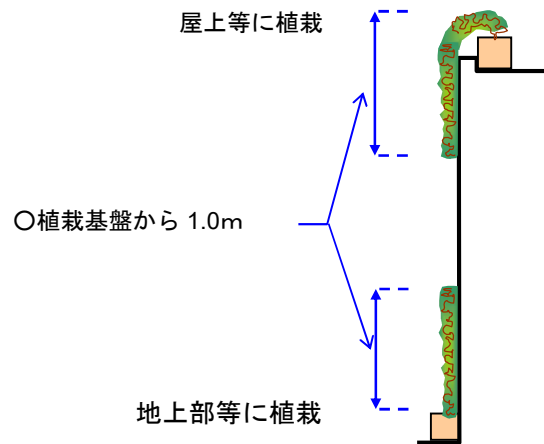
② 壁面

壁面緑化の面積は、補助緑化資材の有無により次のとおり算定します。

また、算定に際しては、屋上やベランダ緑化の植栽基盤を、壁面緑化と兼用することができます。なお、補助の緑化資材を用いないで緑化する場合の緑化面積は、植栽基盤から1.0mをツル性植物の成長時の高さとして算定します。

1. 補助の緑化資材を用いないで緑化する場合

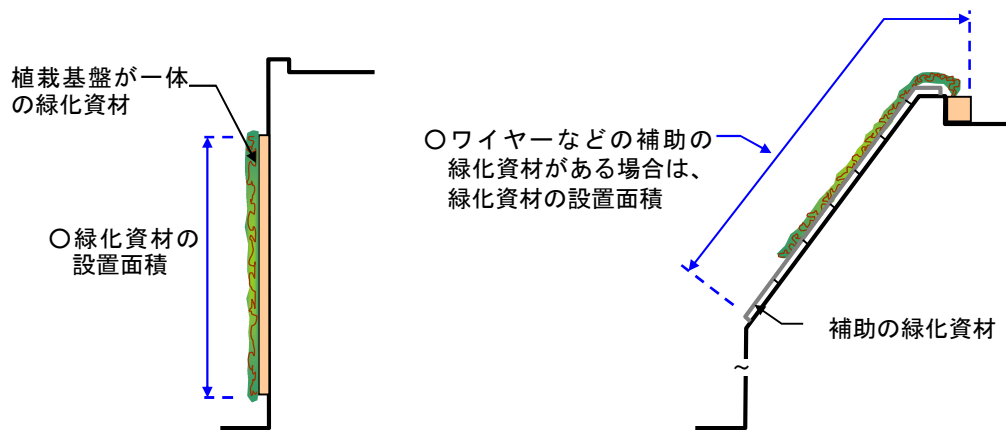
植栽基盤の延長×植栽基盤から1.0m



■ 補助の緑化資材を用いない場合

2. 補助の緑化資材を用いて緑化する場合

植栽基盤の面積と補助の緑化資材の設置面積



■ 植栽基盤と一体の緑化資材を用いる場合

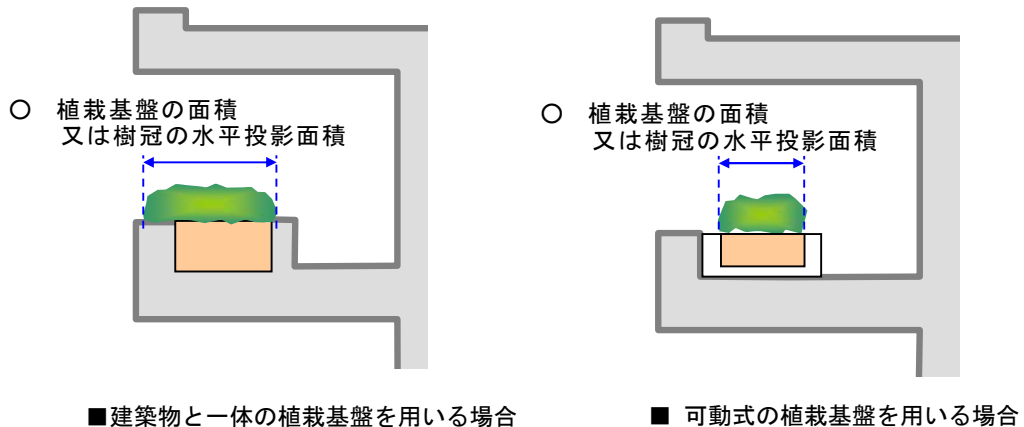
■ 補助の緑化資材を用いる場合

● バランダの算定方法

③ バランダ

バルランダの緑化面積は、バルランダに固定の植栽基盤やコンテナ、プランターによる可動式植栽基盤を設置して緑化する場合、植栽基盤の面積及び樹木の樹冠が植栽基盤外におよぶ場合の樹冠面積も含めて、緑化面積に算定できます。

なお、各階のバルランダ等に緑化した場合は、各階の緑化面積を合算することができます。



7) 可動式植栽基盤の緑化面積の算定方法

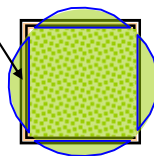
地上部や建築物で可動式植栽基盤を用いて緑化する場合は、次のように算定します。

● 可動式植栽基盤の算定方法

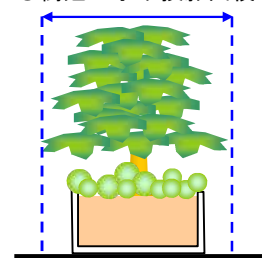
① 樹木を植栽した場合

植栽基盤の面積＋基盤外に及んだ樹木の樹冠の面積

可動式植栽基盤外の樹冠も緑化面積に含むことができます。



○ 樹冠の水平投影面積

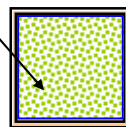


■ 樹木による緑化の場合

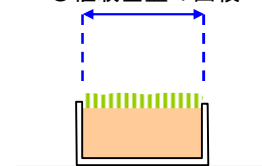
② 地被植物のみ植栽した場合

植栽基盤の面積

コンテナやプランターに囲まれた植栽基盤の面積とします。



○ 植栽基盤の面積



■ 地被植物による緑化の場合

● 綠化指導基準

3 緑化推進協議等の提出図書くみどりの条例施行規則第 11 条、第 12 条、第 14 条関係>

緑化推進の協議をするとき、緑化推進の協議結果を受けた後で緑化計画を変更するとき、また緑化推進工事が完了したときは、指定様式に所定の事項を記入して、緑化関係図書を添付のうえ、必要部数をA4サイズに折り込んで提出してください。

なお、緑化推進変更協議では、緑化推進協議に提出した図書を印刷し、変更箇所を修正したもので代用できます。

■ 提出図書一覧

書類名称	提出段階			備考	
	緑化推進協議	緑化推進変更協議	緑化推進工事完了時		
〔1〕 緑化推進協議書	3* or 2	—	—	指定様式	
〔2〕 緑化推進変更協議書	—	3* or 2	—	指定様式	
〔3〕 緑化推進工事完了報告書	—	—	2	指定様式	
〔4〕 緑化関係図書	1. 案内図	3* or 2	—	2	縮尺は任意
	2. 緑化平面図	3* or 2	3* or 2 (変更後の図面)	2	縮尺 1/500 以上
	3. 緑化立・断面図	3* or 2	3* or 2 (変更後の図面)	2	縮尺 1/500 以上
	4. 緑化求積図	3* or 2	3* or 2 (変更後の図面)	2	縮尺 1/500 以上

数字は提出図書及びその部数を表します。

※都市計画事務所都市計画指導課経由の場合

○緑化推進協議を委任する場合は、委任状を提出してください。

● 緑化指導基準

様式第7号(みどりの条例施行規則第11条関係)

記入例

〔1〕 緑化推進協議書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) さいたま市長

(開発事業者等) 住所 〇〇市〇〇区〇〇
 氏名 〇〇 〇〇
 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

敷地内の緑化について、次のとおり協議します。

開発行為等の概要	事業又は建築物の名称	〇〇共同住宅新築工事		
	所在地	さいたま市〇〇区〇〇		
	区域区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
	用途地域	第二種低層住居専用地域		
	建ぺい率	60 %	敷地面積	(a) 455.92 m ²
	建築物の高さ	18.05m	建築物の階数	6 階建て
	さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の適用を受ける中高層建築物の建築に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
その他該当する条例等：				

(「緑化推進協議の内容一覧表」小計(1)の緑化面積) × 各係数で算出してください。

緑化内容	基準	敷地面積に対する緑化面積の割合	(b) 20 %	基準面積 ^{注1)}	(a × b) 91.18 m ²	
		地上部で確保すべき植栽量 ^{注2)}	高木/係数: 0.05	中木/係数: 0.1	低木/係数: 1	
	計画	緑化率	20.41 %	緑化面積	93.08 m ²	
		地上部の植栽量	高木	5 本	中木	3 本
			低木	60 本		

注1) 基準面積は、敷地面積×それに対する緑化面積の割合とし、小数点第3位以下切捨てとします。
 注2) 地上部で確保すべき植栽量は、地上部の緑地面積(さいたま市緑化指導基準(平成13年さいたま市告示第88号)第5条第3項に規定する面積の合計) × 各樹木の係数で算出し、小数点以下切上げとします。ただし、地上部の緑地面積が基準面積以上となる場合は、基準面積を地上部の緑地面積として算出します。

緑化着工予定日	緑化完了予定日
令和△△年△△月△△日	令和□□年□□月□□日

連絡先 (設計者、代理人等) の住所、氏名等	住所	〇〇市〇〇区〇〇
	氏名	〇〇建設(株) 担当 〇〇
	電話番号	〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

(「緑化推進協議の内容一覧表」合計の数値を記入してください。)

備考	この欄は記入しないでください。
受付年月日及び番号	年 月 日 第 一 号

記入例

〔1〕 緑化推進協議の内容一覧表

区 分	緑化面積	高木 ^{注1)}	中木 ^{注1)}	低木 ^{注1)}	備考			
		$h \geq 3.0\text{m}$ 0.05 本/m ² 以上	$3.0\text{m} > h \geq 1.5\text{m}$ 0.1 本/m ² 以上	$1.5\text{m} > h \geq 0.3\text{m}$ 1 本/m ² 以上				
地上部の緑地	区画した緑地	42.88m ²	4本	3本	60本			
	単独植栽の樹木	4.00m ²	1本	本	本			
	小 計 (1)	46.88m ²	5本	3本	60本	〈算入面積の制限〉 ^{注2)} 基準面積の1/2 以上		
樹木の代替 (○を記入) (基準より本数を減らしたものは－、その代替として増やしたものは＋を選択する) (高木・中木・低木 → 高木・中木・低木)		+	1本	+	2本	+	本	代替で減らせるのは高・中・低のうち1規格のみ

区 分	緑化面積	仕様等			
建築物	屋上緑化	m ²			
	ベランダ緑化	m ²			
	屋内緑化	m ²			
	壁面緑化	m ²	長さ= m	h = m	株数= 株
生け垣	接道部 ($h \geq 0.8\text{m}$)	20.69m ²	長さ= 20.69m	h = 1.0m	本数= 42 本
	その他 ($1.2\text{m} \geq h \geq 0.8\text{m}$)	m ²	長さ= m	h = m	本数= 本
ツル植物	フェンス ($1.0\text{m} \geq h$)	m ²	長さ= m	h = m	株数= 株
	緑化資材	20.00m ²	長さ= 20.00m	h = 1.0m	株数= 67 株
小 計 (2)	40.69m ²	〈算入面積の制限〉 ^{注2)} 基準面積の1/2 まで			
地被植物のみの緑化	5.51m ²	■ 広場 □ 駐車場 □ その他			
地上に設置する可動式 植栽基盤	m ²				
小 計 (3)	5.51m ²	〈算入面積の制限〉 ^{注2)} 基準面積の1/4 まで			

	緑化面積 (基準面積以上)	高木	中木	低木	緑化率 ^{注3)}
合 計 (1) + (2) + (3)	93.08m ²	5本	3本	60本	20.41%

注1) 樹木の本数は、(1)の緑化面積×各樹木の係数で算出し、小数点以下を切上げた本数以上とします。ただし、高木・中木・低木のうち、いずれか1つの規格に限り、他の規格に換算し、代替することができます。

注2) 商業、近隣商業地域内の地上部緑化が困難な地域については、〈算入面積の制限〉を設けません。

注3) 緑化率は、緑化面積÷敷地面積×100で算出し、小数点第3位以下を切り捨ててください。

● 緑化指導基準

様式第8号(みどりの条例施行規則第12条関係)

記入例

〔2〕 緑化推進変更協議書

令和◇◇年◇◇月◇◇日

(あて先) さいたま市長

(開発事業者等) 住 所 ○○市○○区○○

氏 名 ○○ ○○

電 話 ○○○(○○○)○○○○

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

敷地内の緑化に関する協議の内容を変更したいので、次のとおり協議します。

緑化推進協議書 提出年月日	令和○○年○○月○○日	
事業又は建築物 の 名 称	○○共同住宅新築工事	
所 在 地	さいたま市○○区○○	
緑 化 内 容 の 変 更	変 更 前	地上に設置する可動式植栽基盤 0㎡
	変 更 後	地上に設置する可動式植栽基盤 10.00㎡
そ の 他 の 変 更 内 容		

備 考	この欄は記入しないでください。			
受付年月日 及び番号	年	月	日	第 ー 号

記入例

〔2〕 緑化推進変更協議の内容一覧表

区 分	緑化面積	高木 ^{注1)}	中木 ^{注1)}	低木 ^{注1)}	備考			
		$h \geq 3.0\text{m}$ 0.05 本/m ² 以上	$3.0\text{m} > h \geq 1.5\text{m}$ 0.1 本/m ² 以上	$1.5\text{m} > h \geq 0.3\text{m}$ 1 本/m ² 以上				
地上部の緑地	区画した緑地	42.88m ²	4本	3本	60本			
	単独植栽の樹木	4.00m ²	1本	本	本			
	小 計 (1)	46.88m ²	5本	3本	60本	〈算入面積の制限〉 ^{注2)} 基準面積の1/2 以上		
樹木の代替 (○を記入) (基準より本数を減らしたものは－、その代替として増やしたものは＋を選択する) (高木・中木・低木 → 高木・中木・低木)		+	1本	+	2本	+	本	代替で減らせるのは高・中・低のうち1規格のみ

区 分	緑化面積	仕様等			
建築物	屋上緑化	m ²			
	ベランダ緑化	m ²			
	屋内緑化	m ²			
	壁面緑化	m ²	長さ= m	h = m	株数= 株
生け垣	接道部 ($h \geq 0.8\text{m}$)	20.69m ²	長さ= 20.69m	h = 1.0m	本数= 42 本
	その他 ($1.2\text{m} \geq h \geq 0.8\text{m}$)	m ²	長さ= m	h = m	本数= 本
ツル植物	フェンス ($1.0\text{m} \geq h$)	m ²	長さ= m	h = m	株数= 株
	緑化資材	20.00m ²	長さ= 20.00m	h = 1.0m	株数= 67 株
小 計 (2)	40.69m ²	〈算入面積の制限〉 ^{注2)} 基準面積の1/2 まで			
地被植物のみの緑化	5.51m ²	■ 広場 □ 駐車場 □ その他			
地上に設置する可動式 植栽基盤	10.00m ²				
小 計 (3)	15.51m ²	〈算入面積の制限〉 ^{注2)} 基準面積の1/4 まで			

	緑化面積 (基準面積以上)	高木	中木	低木	緑化率 ^{注3)}
合 計 (1) + (2) + (3)	103.08m ²	5本	3本	60本	22.60%

注1) 樹木の本数は、(1)の緑化面積×各樹木の係数で算出し、小数点以下を切上げた本数以上とします。ただし、高木・中木・低木のうち、いずれか1つの規格に限り、他の規格に換算し、代替することができます。

注2) 商業、近隣商業地域内の地上部緑化が困難な地域については、〈算入面積の制限〉を設けません。

注3) 緑化率は、緑化面積÷敷地面積×100で算出し、小数点第3位以下を切り捨ててください。

● 緑化指導基準

様式第10号（みどりの条例施行規則第14条関係）

記入例

〔3〕 緑化推進工事完了報告書

令和△△年△△月△△日

（あて先）さいたま市長

（開発事業者等）住所 ○○市○○区○○
 氏名 ○○ ○○
 電話 ○○○(○○○)○○○○

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
 及び代表者の氏名〕

令和○○年○○月○○日付け協議結果通知書に係る緑化について、工事が完了したので次のとおり報告します。

開発行為等の概要	事業又は建築物の名称	○○共同住宅新築工事		
	所在地	さいたま市○○区○○		
	区域区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
	用途地域	第二種低層住居専用地域		
	建ぺい率	60 %	敷地面積	(a) 455.92 m ²
	建築物の高さ	18.05m	建築物の階数	6 階建て
	さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の適用を受ける中高層建築物の建築に <input checked="" type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない			
その他該当する条例等：				

緑化内容	基準	敷地面積に対する緑化面積の割合	(b) 20 %	基準面積 ^{注1)}	(a × b) 91.18 m ²
		地上部で確保すべき植栽量 ^{注2)}	高木/係数：0.05	中木/係数：0.1	低木/係数：1
	実績	緑化率	22.60 %	緑化面積	103.08 m ²
		地上部の植栽量	高木 5 本	中木 3 本	低木 60 本

注1) 基準面積は、敷地面積×それに対する緑化面積の割合とし、小数点第3位以下切捨てとします。

注2) 地上部で確保すべき植栽量は、地上部の緑地面積（さいたま市緑化指導基準（平成13年さいたま市告示第88号）第5条第3項に規定する面積の合計）×各樹木の係数で算出し、小数点以下切上げとします。ただし、地上部の緑地面積が基準面積以上となる場合は、基準面積を地上部の緑地面積として算出します。

緑化着工日	緑化完了日
令和△△年△△月△△日	令和□□年□□月□□日

緑地管理者の住所、氏名等	住所	○○市○○区○○
	氏名	○○(株) 担当 ○○
	電話番号	○○○(○○○)○○○○

備考	この欄は記入しないでください。
受付年月日及び番号	年 月 日 第 一 号

記入例

〔3〕 緑化推進工事完了の内容一覧表

区 分	緑化面積	高木 ^{注1)}	中木 ^{注1)}	低木 ^{注1)}	備考			
		$h \geq 3.0\text{m}$ 0.05 本/m ² 以上	$3.0\text{m} > h \geq 1.5\text{m}$ 0.1 本/m ² 以上	$1.5\text{m} > h \geq 0.3\text{m}$ 1 本/m ² 以上				
地上部の緑地	区画した緑地	42.88m ²	4本	3本	60本			
	単独植栽の樹木	4.00m ²	1本	本	本			
	小 計 (1)	46.88m ²	5本	3本	60本	〈算入面積の制限〉 ^{注2)} 基準面積の 1/2 以上		
樹木の代替 (○を記入) (基準より本数を減らしたものは－、その代替として増やしたものは＋を選択する) (高木・中木・低木 → 高木・中木・低木)		+	1本	+	2本	+	本	代替で減らせるのは高・中・低のうち1規格のみ

区 分	緑化面積	仕様等				
建築物	屋上緑化	m ²				
	ベランダ緑化	m ²				
	屋内緑化	m ²				
	壁面緑化	m ²	長さ= m	h = m	株数= 株	
生け垣	接道部 ($h \geq 0.8\text{m}$)	20.69m ²	長さ= 20.69m	h = 1.0m	本数= 42 本	
	その他 ($1.2\text{m} \geq h \geq 0.8\text{m}$)	m ²	長さ= m	h = m	本数= 本	
ツル植物	フェンス ($1.0\text{m} \geq h$)	m ²	長さ= m	h = m	株数= 株	
	緑化資材	20.00m ²	長さ= 20.00m	h = 1.0m	株数= 67 株	
小 計 (2)	40.69m ²	〈算入面積の制限〉 ^{注2)} 基準面積の 1/2 まで				
地被植物のみの緑化	5.51m ²	■ 広場 □ 駐車場 □ その他				
地上に設置する可動式植栽基盤	10.00m ²					
小 計 (3)	15.51m ²	〈算入面積の制限〉 ^{注2)} 基準面積の 1/4 まで				

	緑化面積 (基準面積以上)	高木	中木	低木	緑化率 ^{注3)}
合 計 (1) + (2) + (3)	103.08m ²	5本	3本	60本	22.60%

注1) 樹木の本数は、(1)の緑化面積×各樹木の係数で算出し、小数点以下を切上げた本数以上とします。ただし、高木・中木・低木のうち、いずれか1つの規格に限り、他の規格に換算し、代替することができます。

注2) 商業、近隣商業地域内の地上部緑化が困難な地域については、〈算入面積の制限〉を設けません。

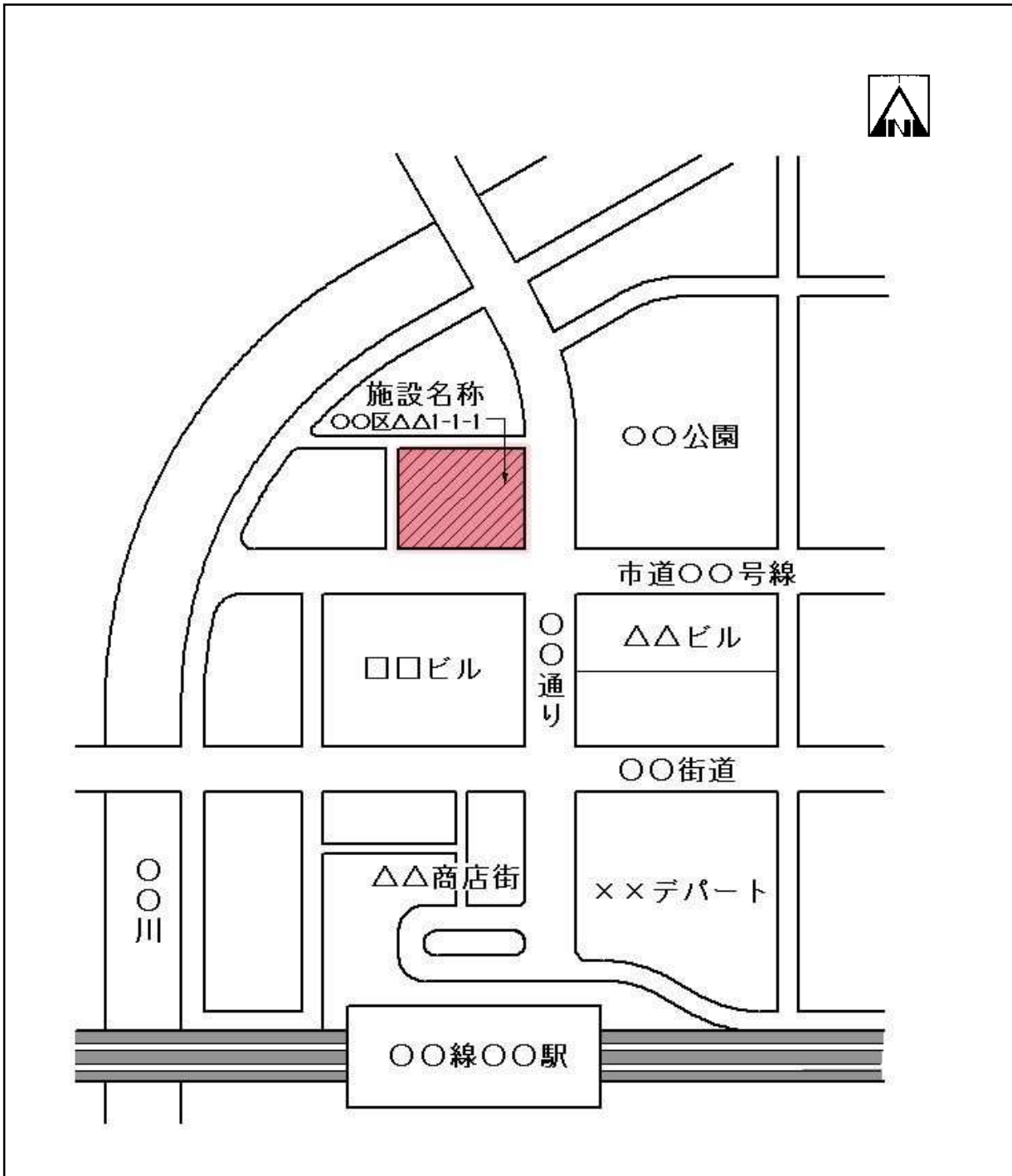
注3) 緑化率は、緑化面積÷敷地面積×100で算出し、少数点第3位以下を切り捨ててください。

[4] 緑化計画図書

[4] -1. 案内図

- 建築物名称、住所、方位、周辺の目標となる建築物や道路、鉄道駅の名称等を記入して下さい。

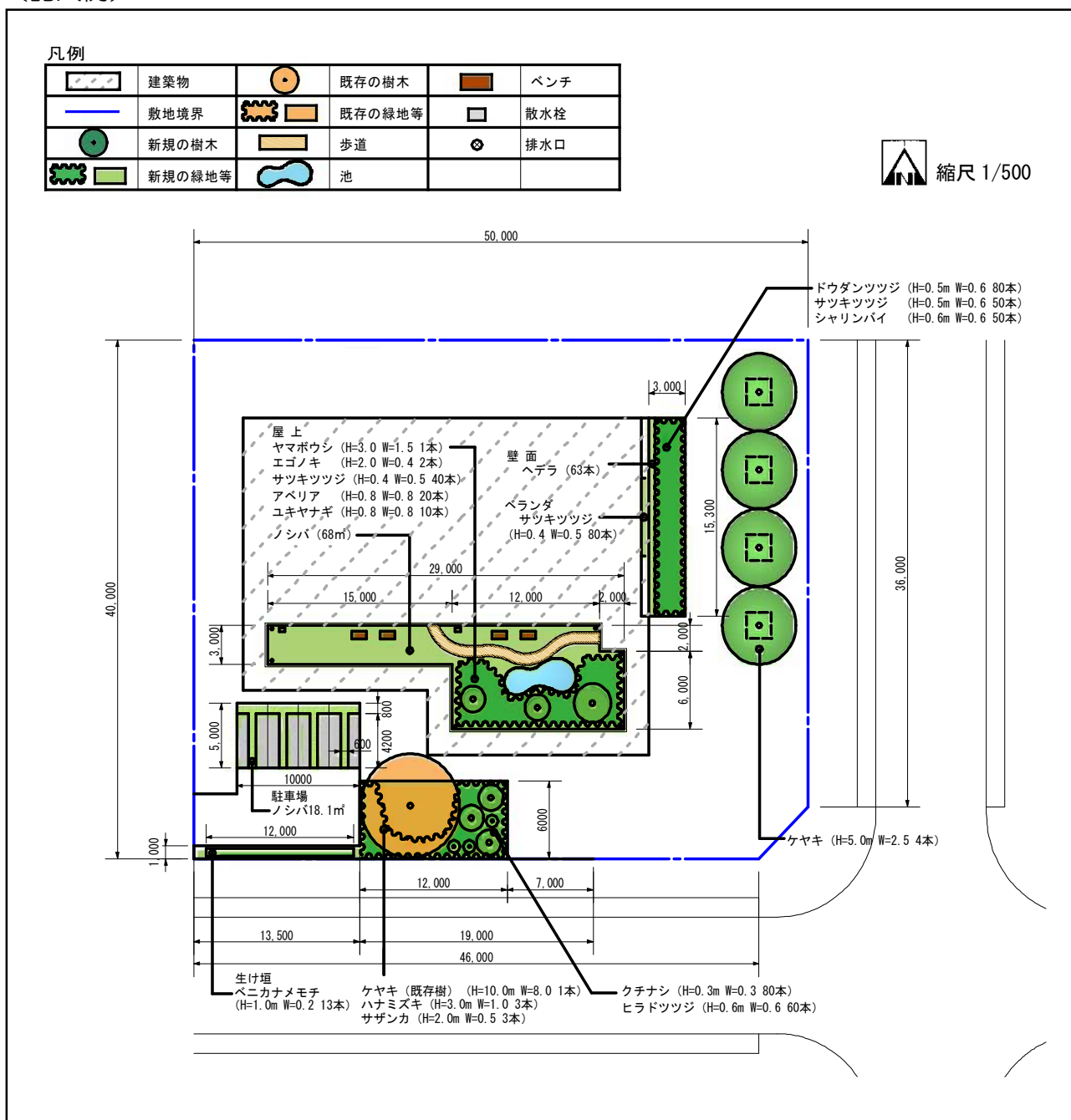
(記入例)



[4] -2. 緑化計画 平面図

- 図面の縮尺は 1/500 以上とし、縮尺及び方位、敷地境界線、建築物の配置を記入して下さい。屋内の緑化計画平面図は、別図として下さい。
- 図面には新規の緑地(樹木等)及び既存の緑地(樹木等)を記入し、新規と既存の緑地が判別できるように着色して下さい。
- 樹木等の植物名、寸法、数量を記入して下さい。
- 必要な緑化計画立・断面図の位置を表示して下さい。

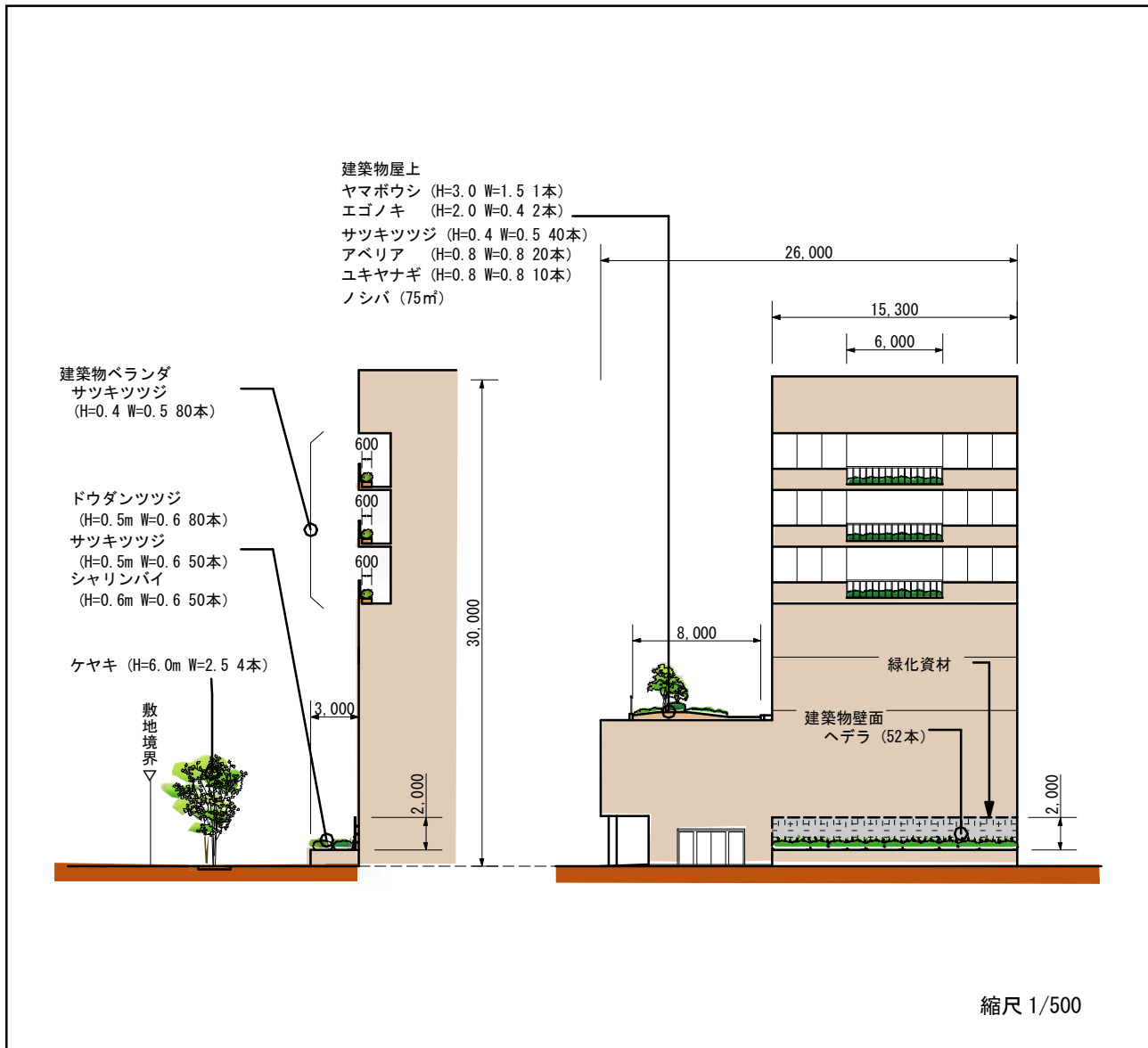
(記入例)



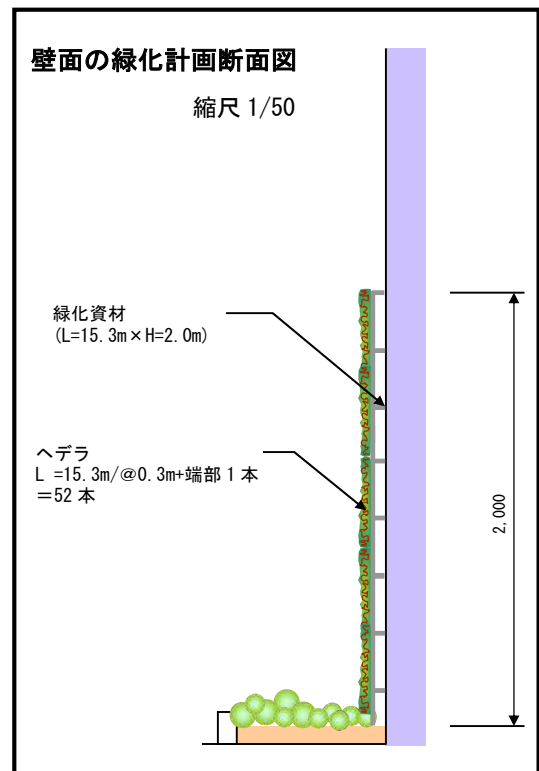
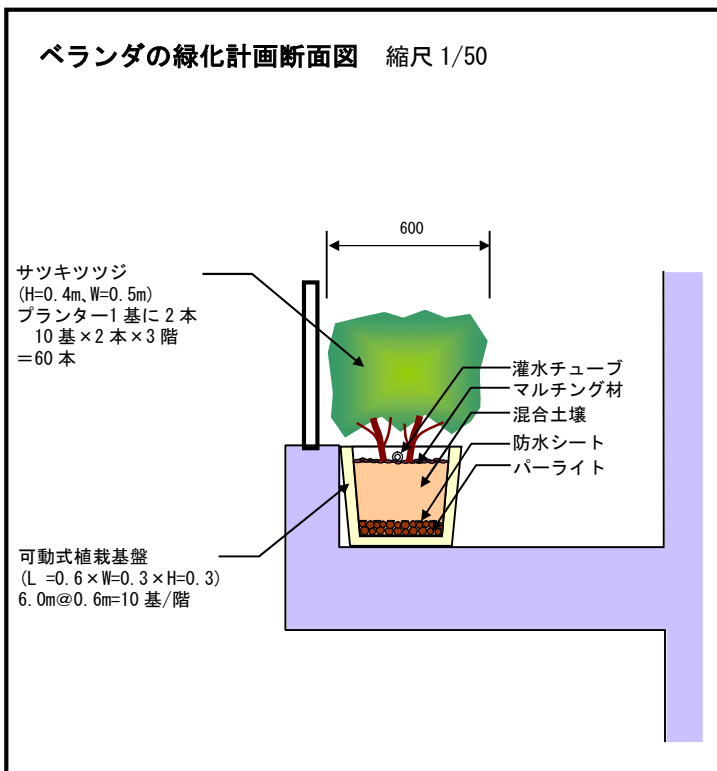
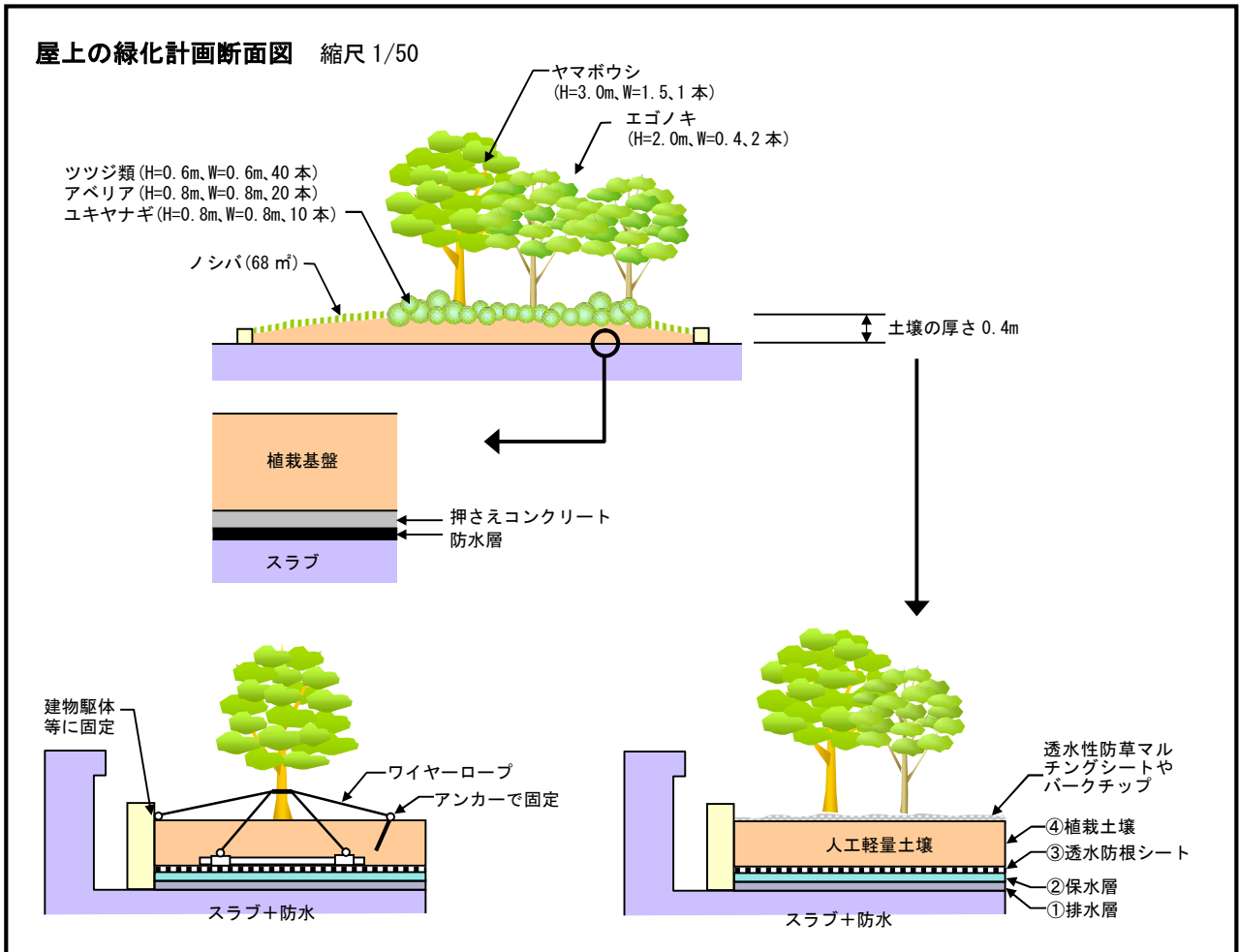
[4] -3. 緑化計画 立・断面図

- 図面の縮尺は 1/500 以上とし、縮尺、建築物の配置を記入して下さい。断面図は必要に応じて拡大図を用いて構いません。
- 図面には新規の緑地(樹木等)及び既存の緑地(樹木等)を記入し、新規と既存の緑地が判別できるように着色して下さい。
- 樹木等の植物名、寸法・数量を記入して下さい。

(記入例)



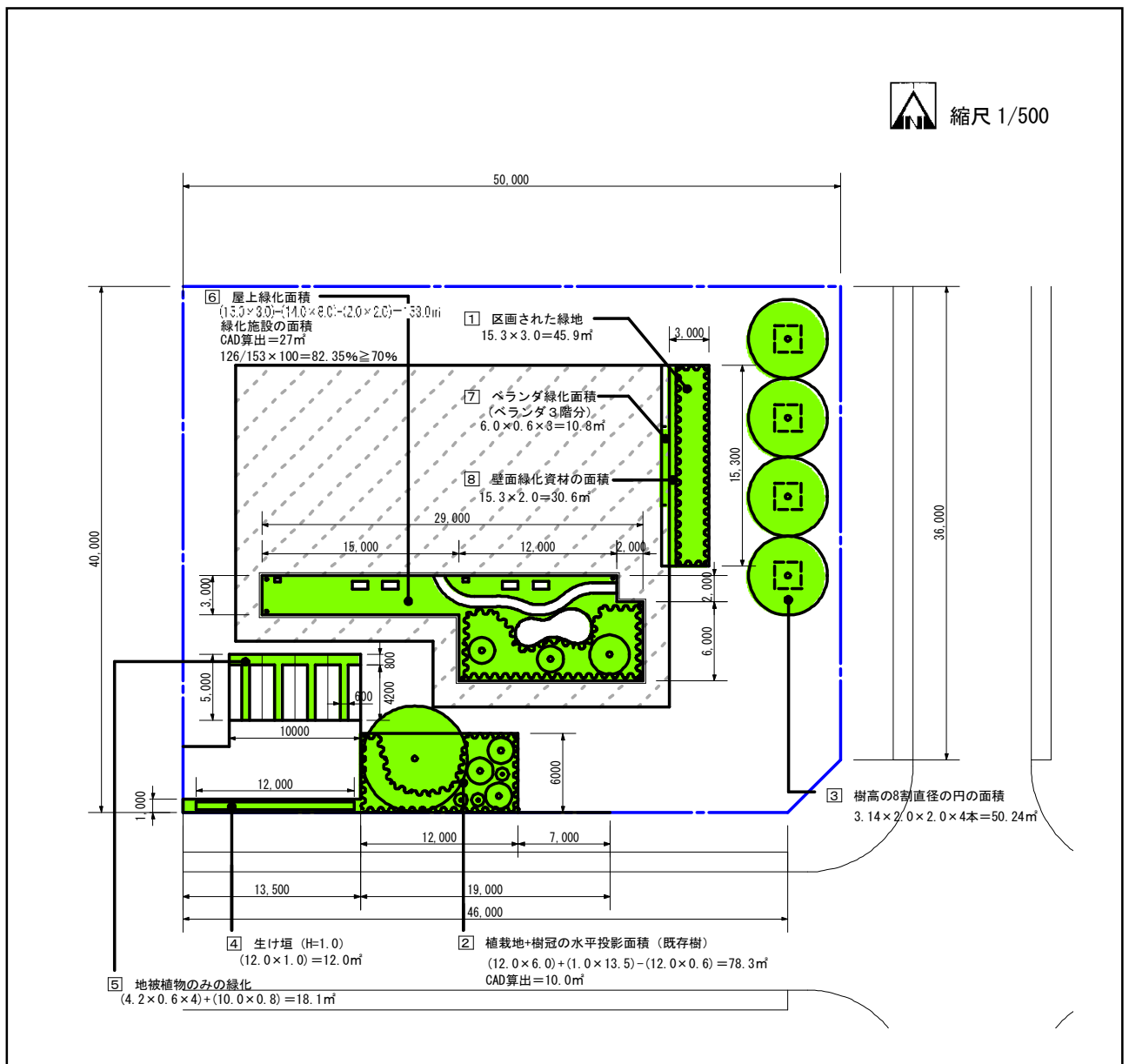
(記入例) 部分拡大断面図



[4] -4. 緑化計画求積図

- 図面の縮尺は 1/500 以上とし、縮尺及び方位、敷地境界線、建築物の配置を記入して下さい。屋内の緑化計画平面図は、別図として提出して下さい。
- 緑化面積の対象となる緑地(樹木等)の範囲をわかりやすく記入して下さい。なお、新規の緑地(樹木等)と既存の緑地(樹木等)を区分する必要はありません。
- 算出のもととなる緑地(樹木等)の寸法、面積を記入して下さい。
- 計算式は、緑地(樹木等)の数量の確認上重要ですので、可能な限り記入して下さい。
- 面積の算出は三斜求積などの検算可能な求積方法としてください。(曲線部など検算可能な方法での求積が困難な場合のみ、CAD 求積を可とします。)
- 緑化に関係のない設備等(電柱、コンクリート基礎、人孔や柵、看板など)は緑化面積から控除してください。

(記入例)



目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 みどりの保全(第 6 条—第 17 条)
- 第 3 章 緑化の推進(第 18 条—第 21 条)
- 第 4 章 団体の育成及び市民等の表彰(第 22 条・第 23 条)
- 第 5 章 花とみどりのまちづくり審議会(第 24 条—第 28 条)
- 第 6 章 補則(第 29 条—第 31 条)

附則

第 1 章 総則

(章名追加〔平成 20 年条例 17 号〕)

(目的)

第 1 条 この条例は、みどりの保全及び緑化の推進を図ることにより、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、樹林(竹林を含む。以下同じ。)、草花、芝生等をいう。
- (2) 緑化 みどりを増やすことをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、みどりの保全及び緑化の推進に関する施策(以下「緑化施策」という。)を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、みどりの保全及び緑化の推進に関し、事業者、市民等に対する啓発を図るとともに、これらの者が行う取組に対し支援するよう努めるものとする。

3 市は、自ら設置し、又は管理する道路、公園、公営住宅、学校その他の公共施設の緑化に努めるものとする。

(一部改正〔平成 20 年条例 17 号〕)

(市民の責務)

第 4 条 市民は、みどりの保全と緑化の推進に努めるとともに、市が実施する緑化施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業の実施に当たって、良好な自然環境が確保されるよう努めるとともに、市が実施する緑化施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、その保有する事務所、事業所又は集合住宅その他事業活動を行う施設の敷地の緑化に努めなければならない。

第2章 みどりの保全

(章名追加〔平成20年条例17号〕)

(緑地の指定)

第6条 市長は、規則で定める規模以上の緑地(樹林地、水辺地若しくは池沼が単独で、又は一体となつて、自然環境を形成しているものをいう。)で次の各号のいずれかに該当する土地の区域を、公共の利用に供する緑地(以下「自然緑地」という。)又は保存緑地として指定することができる。

- (1) 良好な自然環境を有するもの
- (2) 風致又は景観が優れているもの
- (3) 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

2 市長は、規則で定める規模以上の緑化された環境を得る目的で創出された一団の緑地(区域面積に対し、既存又は植栽された樹木の垂直投影面積の合計の割合が70パーセント以上のものをいう。)で公共の利用に供する土地の区域を環境緑地として指定することができる。

3 前2項の規定は、次に掲げる区域については適用しない。

- (1) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項の規定により近郊緑地保全区域として指定された区域
- (2) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により特別緑地保全地区として都市計画に定められた区域
- (3) 埼玉県立自然公園条例(昭和33年埼玉県条例第15号)第4条第1項の規定により自然公園として指定された区域
- (4) 埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第14条第1項の規定により自然環境保全地域として指定された区域
- (5) ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)第7条第1項の規定によるふるさと緑の景観地並びにふるさと埼玉の緑を守る条例の一部を改正する条例(平成17年埼玉県条例第20号)による改正前のふるさと埼玉の緑を守る条例第11条第1項の規定によるふるさと緑の森及びふるさとの並木道に指定された区域
- (6) 国又は地方公共団体の所有又は管理に属する区域

4 市長は、第1項又は第2項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ自然緑地、保存緑地又は環境緑地(以下「指定緑地」という。)の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

(一部改正〔平成16年条例71号・17年197号〕)

(緑地の指定期間)

第7条 指定緑地の指定期間は、5年とする。ただし、状況に応じて更新できるものとする。

(緑地の指定の告示等)

第8条 市長は、指定緑地を指定したときは、その旨を告示し、かつ、所有者等に通知しなければならない

ない。

(標識の設置)

第9条 市長は、指定緑地を指定したときは、当該区域内に自然緑地、保存緑地又は環境緑地である旨を明示しなければならない。

(自然緑地の整備)

第10条 市長は、自然環境を損なわない範囲で、自然緑地を利用する者の利便のため必要な施設を整備することができる。

2 市長は、自然緑地の自然環境を維持するための必要な管理をすることができる。

(保存緑地、環境緑地への援助等)

第11条 市長は、保存緑地の適切な保全又は環境緑地の適切な管理を図るため、所有者等に対し、必要な助言又は指導並びに助成をすることができる。

(所有者等の保全義務)

第12条 自然緑地の所有者等は、市長が行う自然緑地の管理に協力しなければならない。

2 保存緑地及び環境緑地の所有者等は、当該緑地を適切に管理しなければならない。

(協議及び届出)

第13条 指定緑地内においては、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、通常管理行為若しくは非常災害のために必要な応急措置としての行為については、この限りでない。

- (1) 木竹の伐採
- (2) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (3) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (4) 水面の埋立て又は干拓

2 前項ただし書に規定する非常災害のために必要な応急措置としての行為を行った者は、速やかに市長に報告しなければならない。

3 所有者等は、指定緑地の所有権を他に移転し、又は使用収益権の設定をしようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

4 所有者等は、指定緑地内の樹木等が損傷、滅失若しくは枯死等の重大な変化を来し、又はそのおそれがあると認めるときは、遅滞なくその状況を市長に届け出なければならない。

(指定の変更又は解除)

第14条 市長は、公益上その他特別な理由があると認めるとき又は第6条第1項若しくは第2項に規定する指定の事由が変更し、若しくは消滅したと認めるときは、当該指定緑地の指定の区域を変更し、又は指定を解除することができる。

(買取り請求)

第 15 条 所有者等は、指定緑地の区域の全部又は一部の指定を継続しがたい特別の理由が生じたときは、時価で買い取ることを市長に請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、買取りに応ずるものとする。ただし、買取りが困難であると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、買取りが困難であると認めたときは、当該指定緑地の指定の区域を変更し、又は指定を解除しなければならない。

(準用)

第 16 条 第 8 条の規定は、第 14 条並びに前条第 3 項の規定による指定の区域の変更及び解除について準用する。

(指定緑地に関する台帳)

第 17 条 市長は、指定緑地に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

第 3 章 緑化の推進

(章名追加 [平成 20 年条例 17 号])

(開発行為等における緑化)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者(以下「開発事業者等」という。)は、当該行為をしようとする敷地内の緑地の保全に努めるとともに、市長が別に定める基準により当該敷地内の緑化に努めなければならない。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項に定める開発行為のうち同法第 29 条に規定する許可が必要な開発行為(主として自己の住居の用に供する目的のもの及び主として一戸建て住宅に供する宅地(住宅付き宅地を含む。)を供給する目的で行うものを除く。)

(2) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第 266 号)の適用を受ける中高層建築物の建築

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める規模以上の敷地で行う建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知を必要とする建築物の建築(主として自己の住居の用に供する目的ものを除く。)

(一部改正 [平成 17 年条例 197 号・20 年 17 号・21 年 31 号])

(緑化に関する協議)

第 19 条 開発事業者等は、前条各号に掲げる行為(規則で定めるものを除く。)をしようとするときは、当該行為をしようとする敷地内(当該敷地内に建築される建築物の屋上、壁面、ベランダ等を含む。)の緑化に関し、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、前条第 1 号に規定する開発行為にあつては都市計画法第 29 条に規定する許可の申請をするときまでに、前条第 2 号又は第 3 号に規定する建築物の建築にあつては建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をするときまでに行わなければならない。

- 3 開発事業者等は、第 1 項の規定により協議をした内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、当該変更の内容が緑化する面積に減少を生じず、かつ、みどりの生育に影響しないと認められるものについては、この限りでない。
- 4 市長は、第 1 項又は前項の規定による協議が終了したときは、遅滞なくその結果を開発事業者等に通知しなければならない。この場合において、市長は、当該通知に意見を付すことができる。

(追加〔平成 20 年条例 17 号〕)

(完了検査等)

- 第 20 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により協議をした開発事業者等は、当該協議に基づく緑化が完了したときは、市長にその旨を報告し、検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、緑化が完了した日から 14 日以内に行わなければならない。
 - 3 市長は、第 1 項の規定による報告があったときは、遅滞なく検査を行い、当該検査の結果を開発事業者等に通知しなければならない。
 - 4 市長は、前項の検査のため必要な限度において、その職員に、当該検査の対象となる敷地又は建築物に立ち入らせることができる。
 - 5 前項の規定により敷地又は建築物に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(追加〔平成 20 年条例 17 号〕)

(みどりの維持管理)

- 第 21 条 開発事業者等その他この章の規定により設けられたみどりを管理する者は、その維持管理を適正に行うよう努めなければならない。

(追加〔平成 20 年条例 17 号〕)

第 4 章 団体の育成及び市民等の表彰

(章名追加〔平成 20 年条例 17 号〕)

(緑化団体の育成)

- 第 22 条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進を目的として活動する市民団体(以下「緑化団体」という。)の育成強化に努めなければならない。
- 2 市長は、緑化団体に対し、必要な助言及び援助をすることができる。

(一部改正〔平成 20 年条例 17 号〕)

(表彰)

- 第 23 条 市長は、市民、緑化団体、事業者その他みどりの保全及び緑化の推進に寄与したと認められる者を別に定めるところにより表彰することができる。

(一部改正〔平成 20 年条例 17 号〕)

第 5 章 花とみどりのまちづくり審議会

(章名追加〔平成 20 年条例 17 号〕)

(審議会の設置)

第 24 条 市長の諮問に応じ、みどりの保全及び緑化の推進に関する事項を審議するため、さいたま市花とみどりのまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(一部改正〔平成 20 年条例 17 号〕)

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成 20 年条例 17 号〕)

(会長)

第 26 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(一部改正〔平成 20 年条例 17 号〕)

(会議)

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(一部改正〔平成 20 年条例 17 号〕)

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、都市局において処理する。

(一部改正〔平成 14 年条例 74 号・20 年 17 号〕)

第 6 章 補則

(章名追加〔平成 20 年条例 17 号〕)

(助言、指導又は勧告)

第 29 条 市長は、開発事業者等が第 19 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による協議をせず、又は第 20 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは検査を拒んだときは、当該開発事業者等に対し、指導又は勧告をすることができる。

- 2 市長は、この条例の目的を達成するため、第 11 条、第 22 条第 2 項及び前項に規定するもののほか、事業者、市民等に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(追加〔平成 20 年条例 17 号〕)

(公表)

第 30 条 市長は、開発事業者等が前条第 1 項の勧告を受けた場合において、当該勧告に正当な理由なく従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ開発事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(追加〔平成 20 年条例 17 号〕)

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成 20 年条例 17 号〕)

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市環境保全条例(昭和 49 年浦和市条例第 18 号)、大宮市みどりの条例(平成 3 年大宮市条例第 4 号)又は与野市花と緑の条例(平成 9 年与野市条例第 18 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 14 年 12 月 26 日条例第 74 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 27 日条例第 71 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 27 日条例第 197 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のさいたま市みどりの条例第 18 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者が、ふるさと埼玉の緑を守る条例の一部を改正する条例(平成 17 年埼玉県条例第 20 号)による改正前のふるさと埼玉の緑を守る条例第 22 条第 1 項の緑の保全に関する協定を締結した場合又は同条第 2 項の緑化に関する協定を締結した場合は、この条例による改正後のさいたま市みどりの条例第 18 条の規定は適用しない。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市みどりの条例(以下「改正後の条例」という。)第 19 条、第 20 条、第 29 条第 1 項及び第 30 条の規定は、改正後の条例第 18 条第 1 号に規定する開発行為を行う開発事業者等でこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条に規定する許可の申請を行うもの又は改正後の条例第 18 条第 2 号若しくは第 3 号に規定する建築物の建築を行う開発事業者等で施行日以後に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請若しくは同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知を行うもの(当該開発行為又は当該建築物の建築を行うに当たり施行日前に改正後の条例第 19 条第 1 項に規定する協議に相当すると市長が認める協議をしたものを除く。)について適用し、当該開発行為を行う開発事業者等で施行日以後に当該許可の申請を行うもの若しくは当該建築物の建築を行う開発事業者等で施行日以後に当該確認の申請若しくは計画の通知を行うもの(当該開発行為又は当該建築物の建築を行うに当たり施行日前に改正後の条例第 19 条第 1 項に規定する協議に相当すると市長が認める協議をしたものに限る。)又は当該開発行為を行う開発事業者等で施行日前に当該許可の申請を行ったもの若しくは当該建築物の建築を行う開発事業者等で施行日前に当該確認の申請若しくは計画の通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 7 月 17 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○さいたま市みどりの条例施行規則

平成13年5月1日

規則第205号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緑地の指定規模)

第2条 条例第6条第1項の規則で定める規模は、自然緑地の指定をしようとする緑地にあつては1,000平方メートルとし、保存緑地の指定をしようとする緑地にあつては500平方メートルとする。

2 条例第6条第2項の規則で定める規模は、5,000平方メートルとする。

(所有者等の同意)

第3条 条例第6条第4項に規定する所有者等の同意は、緑地指定同意書（様式第1号）により行わなければならない。

(告示及び通知)

第4条 条例第8条（条例第16条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による告示は、指定区域の位置及び形状を明らかにした図面を添付し、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 名称
- (2) 指定番号及び指定年月日
- (3) 所在地
- (4) 指定の区域面積
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 条例第8条の規定による通知は、緑地指定（変更・解除）通知書（様式第2号）により行わなければならない。

3 第1項各号に掲げる事項は、条例第9条の規定による指定緑地である旨の明示について準用する。

(行為の協議)

第5条 条例第13条第1項の規定による協議は、指定緑地内の行為に係る協議書（様式第3号）により行わなければならない。

(所有者変更等の協議)

第6条 条例第13条第3項の規定による協議は、指定緑地所有者変更等協議書（様式第4号）により行わなければならない。

(状況の届出)

第7条 条例第13条第4項の規定による届出は、指定緑地状況届出書（様式第5号）により行わなければならない。

(買取りの請求)

第8条 条例第15条第1項の規定による請求は、指定緑地買取請求書(様式第6号)により行わなければならない。

(緑化すべき敷地の規模)

第9条 条例第18条第3号の規則で定める規模は、500平方メートル(敷地を拡張する場合においては、増加する面積を加えた後の面積が500平方メートル以上となる場合を含み、敷地を縮小する場合においては、減少する面積を除いた後の面積が500平方メートル未満となる場合を除く。)とする。

(一部改正〔平成17年規則134号〕)

(緑化に関する協議の適用除外)

第10条 条例第19条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 条例第18条第2号又は第3号に規定する建築物の建築で、当該建築物の建築が同条第1号に規定する開発行為の目的であり、かつ、当該開発行為をしようとするときに市長と条例第19条第1項の規定による協議をしたもの
 - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第6項に規定する仮設興行場等の建築
 - (3) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項の規定による届出を要する建築物の建築(当該建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を含む。次号から第9号までにおいて同じ。)
 - (4) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第1項に規定する緑化地域における建築物の建築
 - (5) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所の建築
 - (6) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第2条第1項第20号に規定する液化石油ガススタンドの建築
 - (7) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1項第23号に規定する圧縮天然ガススタンドの建築
 - (8) 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第24号に規定する液化天然ガススタンドの建築
 - (9) 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号に規定する圧縮水素スタンドの建築
 - (10) 敷地の拡張を伴わない建築物の増築又は改築(当該建築物の増築又は改築の用に供する目的で行う開発行為を含む。)であって、当該行為に係る建築面積の合計が、増築又は改築前の建築物の建築面積の5分の1以内であるもの
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める開発行為又は建築物の建築
- (追加〔平成20年規則9号〕、一部改正〔平成31年規則3号〕)

(緑化に関する協議)

第11条 条例第19条第1項の規定による協議は、緑化推進協議書(様式第7号)により行わなければならない。

2 緑化推進協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 緑化する敷地の位置及び区域を示した案内図

- (2) 緑化に係る平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 緑化に係る立面図及び断面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (4) 緑化する面積に係る求積図（縮尺500分の1以上のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（追加〔平成20年規則9号〕）

（変更の協議）

第12条 条例第19条第3項の規定による協議は、緑化推進変更協議書（様式第8号）により行わなければならない。

2 緑化推進変更協議書には、前条第2項各号に掲げる図書で緑化の内容の変更に係るものを添付しなければならない。

（追加〔平成20年規則9号〕）

（協議結果の通知）

第13条 条例第19条第4項の規定による通知は、協議結果通知書（様式第9号）により行わなければならない。

（追加〔平成20年規則9号〕）

（完了の報告）

第14条 条例第20条第1項の規定による報告は、緑化推進工事完了報告書（様式第10号）により行わなければならない。

2 緑化推進工事完了報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 緑化した敷地の位置及び区域を示した案内図
- (2) 完了した緑化に係る平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 完了した緑化に係る立面図及び断面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (4) 緑化した面積に係る求積図（縮尺500分の1以上のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（追加〔平成20年規則9号〕）

（検査結果の通知）

第15条 条例第20条第3項の規定による通知は、検査結果通知書（様式第11号）により行わなければならない。

（追加〔平成20年規則9号〕）

（身分証明書）

第16条 条例第20条第5項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第12号）とする。

（追加〔平成20年規則9号〕）

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成20年規則9号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市環境保全条例施行規則(昭和49年浦和市規則第31号)、大宮市みどりの条例施行規則(平成3年大宮市規則第31号)又は与野市花と緑の条例施行規則(平成9年与野市規則第36号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年7月8日規則第134号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、様式第6号備考第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第9号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年7月17日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月1日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市みどりの条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する緑化に関する協議について適用し、同日前に開始した緑化に関する協議については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則(令和4年12月20日規則第93号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略

(目的)

第 1 条 この告示は、さいたま市みどりの条例(平成 13 年さいたま市条例第 248 号。以下「条例」という。)第 18 条の規定により開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関し必要な事項を定めることにより、みどり豊かで潤いのある環境の形成を図り、良好な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 緑地 次に掲げる区画等をいう。

ア 地上部(地面と一体の人工地盤を含む。以下同じ。)において、既存の樹林又は樹木を保存する区画(ウからオまでに掲げるものを除く。)

イ 地上部において新たに植栽する区画(ウからオまでに掲げるものを除く。)

ウ 生け垣

エ ツル性植物により緑化をするフェンス等(オに掲げるものを除く。)

オ 建築物の内部(エントランス、アトリウム等公共の用に供する部分に限る。)及び外部(屋上、壁面、ベランダ等に限る。)に植栽する区画

(2) 高木 植栽時における高さが 3 メートル以上の樹木をいう。

(3) 中木 植栽時における高さが 1.5 メートル以上 3 メートル未満の樹木をいう。

(4) 低木 植栽時における高さが 0.3 メートル以上 1.5 メートル未満の樹木をいう。

(5) 地被植物 シバ、ササ、ツタその他これらに類する植物をいう。

(6) ツル性植物 登はん性又は下垂性のツタ類、カズラ類その他木性のツル植物をいう。

(7) 植栽基盤 樹木、ツル性植物、地被植物等を植栽する目的に供せられる土壌等で、植物の根が支障なく伸長して、水分及び養分を吸収することのできる条件を備えている生育基盤をいう。

(8) 緑化施設 緑地と一体に整備する緑地の維持管理のための施設及び池、園路等の修景施設をいう。

(一部改正〔平成 20 年告示 314 号〕)

(敷地の緑化)

第 3 条 開発事業者等は、敷地内における既存の樹林又は樹木の保全及び新たな植栽に配慮し、予定される建築物等を配置するものとする。

2 開発事業者等は、別表に定める割合以上の緑地を敷地内に設けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、鉄道又は道路の高架下に建築物を建築しようとする開発事業者等は、別表に定める割合の 2 分の 1 以上の割合の緑地を敷地内に設けるものとする。

(一部改正〔平成 20 年告示 314 号〕)

(技術基準)

第 4 条 緑地は、日照等植物の生育条件を勘案して配置し、次の各号に掲げる区画等の区分に応じ、当該各号に定める技術基準により整備するものとする。

(1) 第 2 条第 1 号アに規定する既存の樹林又は樹木を保存する区画 次に定める整備を行うこと。

ア 縁石等により区画すること。

イ 住民の利用に供するための歩道又は休憩施設を設置する場合には、樹木の伐採及び枝葉の剪定は当該設置に必要な部分に限ること。

(2) 第 2 条第 1 号イに規定する新たに植栽する区画 次に定める整備を行うこと。

ア 縁石等により区画すること。

イ 表土の保全又は土壌の改良の措置を講じること。

ウ 樹木以外の部分は、地被植物を植栽し、できる限り植栽基盤を覆うこと。

エ 敷地の形状又は建築物の位置の状況によりやむを得ない場合は、区画を分けて配置すること。

(3) 第 2 条第 1 号ウに規定する生け垣 高さが 0.8 メートル以上の樹木をおおむね 0.5 メートルの間隔で植栽すること。

(4) 第 2 条第 1 号エに規定するフェンス等 ツル性植物をおおむね 0.3 メートルの間隔で植栽すること。

(5) 第 2 条第 1 号オに規定する建築物の内部及び外部に植栽する区画 次に定める整備を行うこと。

ア 縁石等により区画すること。

イ 樹木には支柱の設置等固定のための適切な措置を講じること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、屋上の場合には、樹木又は地被植物を区画の 7 割以上の面積に植栽し、それ以外の部分には緑化施設(縁石等を除く。)を整備すること。

2 前項に規定するもののほか、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる区画にあつては、これらの区画の合計の面積について、1 平方メートル当たり高木 0.05 本、中木 0.1 本及び低木 1 本以上となるように植栽するものとする。この場合において、高木、中木及び低木の区分のいずれかに限り、当該区分の樹木の植栽すべき本数を他の区分の樹木の植栽すべき本数に換算し、代替して植栽することができる。

3 第 1 項に規定するもののほか、地被植物を植栽する場合は、シバにあつては植栽基盤のおおむね 7 割以上、その他の地被植物にあつては 1 平方メートル当たり 25 ポット以上植栽するものとする。

4 前 3 項に規定するもののほか、可動式植栽基盤(コンテナ、プランター等の容器に設けた植栽基盤をいう。以下同じ。)を用いて植栽する場合は、容量 50 リットル以上の容器を使用するものとする。

(一部改正〔平成 20 年告示 314 号〕)

(緑地面積の算定方法)

第5条 第3条第2項又は第3項の規定により設けるものとされた緑地の面積(以下「基準面積」という。)に算入する面積は、次の各号に掲げる区画等の区分に応じ、当該各号に定める面積のうち前条に規定する技術基準に適合した部分の面積の合計とする。この場合において、当該各号に定める面積は、重複して算定しないものとする。

(1) 第2条第1号アに規定する既存の樹林又は樹木を保存する区画 次に定める面積

ア 当該区画の面積から縁石等の部分の面積を除いた面積(当該区画内の樹木の水平投影面積のうち当該縁石等の部分及び当該区画外に及ぶ部分の面積を含む。)

イ 当該区画に独立した樹木を保存する場合は、当該樹木の水平投影面積(高木の場合は、当該水平投影面積又はその高さの8割を直径とした円面積のいずれか大きい面積)

(2) 第2条第1号イに規定する新たに植栽する区画 次に定める面積

ア 当該区画の面積から縁石等の部分の面積を除いた面積(当該区画内の樹木の水平投影面積のうち当該縁石等の部分及び当該区画外に及ぶ部分の面積を含む。)

イ 当該区画に独立した樹木を植栽する場合は、当該樹木の水平投影面積(高木の場合は、当該水平投影面積又はその高さの8割を直径とした円面積のいずれか大きい面積)

ウ 当該区画に地被植物のみを植栽する場合は、当該植栽する区画(広場、駐車場等の部分に限る。)の面積から縁石等の部分の面積を除いた面積

(3) 第2条第1号ウに規定する生け垣 生け垣の延長(枝葉の部分を含む。)に樹木の高さ(敷地のうち道路に接する部分以外に設けた生け垣については、1.2メートルを限度とする。)を乗じて得た面積(片面に限る。)

(4) 第2条第1号エに規定するフェンス等 次に定める面積

ア 当該フェンス等の下に植栽基盤を整備して植栽する場合は、当該植栽の延長にツル性植物の高さ(1メートルを限度とする。)を乗じて得た面積(片面に限る。)

イ 当該フェンス等に補助の緑化資材を設置して植栽する場合は、当該緑化資材の面積(片面に限る。)

(5) 第2条第1号オに規定する建築物の内部及び外部に植栽する区画 次に定める面積

ア 当該区画の面積から縁石等の部分の面積を除いた面積(当該区画内の樹木の水平投影面積のうち当該縁石等の部分及び当該区画外に及ぶ部分の面積並びに屋上の場合は前条第1項第5号ウの規定により整備する緑化施設の部分の面積を含む。)

イ 当該区画に独立した樹木を植栽する場合は、当該樹木の水平投影面積(高木の場合は、当該水平投影面積又はその高さの8割を直径とした円面積のいずれか大きい面積)

2 可動式植栽基盤を用いて植栽する場合についても、基準面積に算入する面積は、前項各号に規定する面積と同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号並びに第2号ア及びイに規定する面積(可動式植栽基盤を用いて植栽する部分の面積を除く。)の合計は、基準面積の2分の1以上でなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、基準面積に算入できる面積の上限は、次の各号に掲げる面積の合計の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1項第3号から第5号までに規定する面積の合計 基準面積の2分の1の面積

(2) 第1項第2号ウに規定する面積及び当該面積を除く第2項に規定する可動式植栽基盤を用いて植栽する場合の面積(地上部に限る。)の合計 基準面積の4分の1の面積

(追加〔平成20年告示314号〕)

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成20年告示314号〕)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の浦和市の区域及び与野市の区域においては、第5条第2項、第6条及び第7条の規定は、平成13年11月1日以後に行う条例第3条に規定する協議から適用し、同日前に行う協議については、なお合併前の浦和市緑化推進要綱(昭和49年浦和市制定)又は与野市宅地等の開発に関する指導要綱(平成9年与野市告示第139号)の例による。

3 この告示の施行の日(前項の場合においては、平成13年11月1日)の前日までに、合併前の浦和市緑化推進要綱、大宮市緑化指導基準(平成3年大宮市告示第311号)又は与野市宅地等の開発に関する指導要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

4 岩槻市の編入の日の前日までに編入前の岩槻市開発指導要綱(平成12年岩槻市告示第45号。以下「編入前の岩槻市告示」という。)の規定による開発行為事前協議申請に係る協議が終了した開発行為又は建築行為で、平成17年9月30日までに開発許可申請又はさいたま市開発行為等指導要綱(平成13年さいたま市告示第87号)第31条に規定する公共・公益施設整備計画申請が行われたものについては、なお編入前の岩槻市告示の例による。

(追加〔平成17年告示245号〕)

附 則(平成17年3月30日告示第245号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日告示第 314 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後のさいたま市緑化指導基準の規定は、この告示の施行の日以後にさいたま市みどりの条例(平成 13 年さいたま市条例第 248 号)の規定により開発事業者等が市長と協議を行う緑化について適用し、同日前にこの告示による改正前のさいたま市緑化指導基準の規定により開発事業者等が市長と協議を行った緑化又は都市計画法第 29 条に規定する許可の申請、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請若しくは同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知を行った開発事業者等が行う緑化については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 7 月 17 日告示第 766 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(一部改正〔平成 20 年告示 314 号・21 年 766 号〕)

- 1 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に規定する商業地域又は近隣商業地域の場合

開発事業者等の行為の種別	敷地面積	敷地面積に対する緑地の割合
(1) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第 266 号)の規定の適用を受ける中高層建築物の建築	3,000 平方メートル未満	100 分の 5
	3,000 平方メートル以上	$(1 - \text{建ぺい率}) \times 0.5$ の算式により得られた数値又は 100 分の 5 のいずれか大きい数値
(2) 前号に掲げるもの以外の建築物の建築	500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満	100 分の 5
	3,000 平方メートル以上	$(1 - \text{建ぺい率}) \times 0.5$ の算式により得られた数値又は 100 分の 5 のいずれか大きい数値

2 都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又は市街化調整区域の場合

開発事業者等の行為の種別	敷地面積	敷地面積に対する緑地の割合
(1) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の規定の適用を受ける中高層建築物の建築	面積による区分なし	100分の20
(2) 前号に掲げるもの以外の建築物の建築	500平方メートル以上 3,000平方メートル未満	100分の10
	3,000平方メートル以上	100分の20

備考 この表において「敷地面積」とは、都市計画法第33条の規定により敷地内に設けられる公園、緑地又は広場の面積を除くものとする。

さいたま市緑化指導基準マニュアル

第1版 平成20年4月1日発行

第2版 平成21年7月17日発行

第3版 平成31年4月1日発行

令和4年10月1日増刷

さいたま市都市局みどり公園推進部みどり推進課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL:048-829-1423 FAX:048-829-1979

相談・協議窓口

担当窓口	対象区
都市局みどり公園推進部 北部公園整備課 大宮区役所内 電話：048-646-3179	西区
	北区
	大宮区
	見沼区
	岩槻区
都市局みどり公園推進部 南部公園整備課 中央区役所内 電話：048-840-6179	中央区
	桜区
	浦和区
	南区
	緑区